平成18年 第 2 回 (定例)由 布 市 議 会 会 議 録 (第 4 日) 平成18年 6 月15日 (木曜日)

議事日程(第4号)

平成18年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出に ついて
- 日程第2 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出に ついて
- 日程第3 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部 を改正する条例」
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例 の一部を改正する条例」
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合規約の一部を変更する規約」
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合規約の 一部を変更する規約」
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計 補正予算(第3号)」
- 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)」
- 日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健 康温泉館特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健 特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を

廃止する条例について

	35_7 0 3 (7) (7)
議案第70号	由布市農業施設条例を廃止する条例について
議案第71号	由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
議案第72号	由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
議案第73号	由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について
議案第74号	由布市川西農村健康交流センター条例の制定について
議案第75号	由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について
議案第76号	由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第77号	由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
議案第78号	由布市障害者自立支援条例の制定について
議案第79号	由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第80号	由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改
	正について
議案第81号	由布市市営住宅条例の一部改正について
議案第82号	由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
議案第83号	由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第84号	由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
議案第85号	由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について
議案第86号	由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定につい
	τ
議案第87号	由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
議案第88号	由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
議案第89号	中依地区集会所の指定管理者の指定について
議案第90号	佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
議案第91号	山崎地区集会所の指定管理者の指定について
議案第92号	平地区集会所の指定管理者の指定について
議案第93号	鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
議案第94号	上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
議案第95号	小平地区集会所の指定管理者の指定について
議案第96号	水地地区集会所の指定管理者の指定について
議案第97号	中島地区集会所の指定管理者の指定について
	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議

日程第44	議案第99号	東石松地区集会所の指定管理者の指定について
日程第45	議案第100号	石光地区集会所の指定管理者の指定について
日程第46	議案第101号	塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第47	議案第102号	並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第48	議案第103号	若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第49	議案第104号	荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第50	議案第105号	畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第51	議案第107号	由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第52	議案第108号	由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第53	議案第109号	由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
日程第54	議案第110号	由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
日程第55	議案第111号	由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
日程第56	議案第112号	中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第57	議案第113号	茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第58	議案第114号	市道路線の認定について
日程第59	議案第115号	事務の委託の協議について「日出町」
日程第60	議案第116号	大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減につ
		いて

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出に

日程第61 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第1号)について

		ついて
日程第2	報告第4号	平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出に
		ついて
日程第3	報告第5号	平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正す
		る条例」
日程第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例 の一部を改正する条例」

を改正する条例」

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例」 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合規約の一 部を変更する規約」 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合規約の 一部を変更する規約」 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計 補正予算(第3号)」 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)」 日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健 康温泉館特別会計補正予算(第1号)」 日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健 特別会計補正予算(第1号)」 日程第14 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を 廃止する条例について 日程第15 議案第70号 由布市農業施設条例を廃止する条例について 日程第16 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について 日程第17 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について 日程第18 議案第73号 由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について 日程第19 議案第74号 由布市川西農村健康交流センター条例の制定について 日程第20 議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定について 日程第21 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について 日程第22 議案第77号 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について 日程第23 議案第78号 由布市障害者自立支援条例の制定について 日程第24 議案第79号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について 日程第25 議案第80号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の一部改 正について 日程第26 議案第81号 由布市市営住宅条例の一部改正について 日程第27 議案第82号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について 日程第28 議案第83号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について 日程第29 議案第84号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について

日程第30	議案第85号	由布市庄内農産加工センターの指定管理者の指定について			
日程第31	議案第86号	由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定につい			
		τ			
日程第32	議案第87号	由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について			
日程第33	議案第88号	由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について			
日程第34	議案第89号	中依地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第35	議案第90号	佐土原地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第36	議案第91号	山崎地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第37	議案第92号	平地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第38	議案第93号	鮎川地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第39	議案第94号	上津々良地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第40	議案第95号	小平地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第41	議案第96号	水地地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第42	議案第97号	中島地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第43	議案第98号	槐木地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第44	議案第99号	東石松地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第45	議案第100号	石光地区集会所の指定管理者の指定について			
日程第46	議案第101号	塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について			
日程第47	議案第102号	並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について			
日程第48	議案第103号	若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について			
日程第49	議案第104号	荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について			
日程第50	議案第105号	畑地区自治公民館の指定管理者の指定について			
日程第51	議案第107号	由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について			
日程第52	議案第108号	由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について			
日程第53	議案第109号	由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について			
日程第54	議案第110号	由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について			
日程第55	議案第111号	由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について			
日程第56	議案第112号	中台老人憩いの家の指定管理者の指定について			
日程第57	議案第113号	茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について			
日程第58	議案第114号	市道路線の認定について			
日程第59	議案第115号	事務の委託の協議について「日出町」			
日程第60	議案第116号	大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減につ			

いて

日程第61 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第1号)について

出席議員(26名)

1番	小林苗	善 弥子君	2番	髙橋	義孝君
' Ш	ህ ነባጥ ፭	产3小 1 10	2 H		我于仁
3番	立川	剛志君	4番	新井	一徳君
5番	佐藤	郁夫君	6番	佐藤	友信君
7番	溝口	泰章君	8番	西郡	均君
9番	渕野に	ナさ子君	10番	太田	正美君
11番	二宮	英俊君	12番	藤柴	厚才君
13番	佐藤	正君	14番	江藤	明彦君
15番	佐藤	人巳君	16番	田中真	理子君
17番	利光	直人君	18番	小野二	三人君
19番	吉村	幸治君	20番	工藤	安雄君
21番	丹生	文雄君	22番	三重野	予精二君
23番	生野	征平君	24番	山村	博司君
25番	久保	博義君	26番	後藤	憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

周長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君 書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤	奉文君	助役	森光	秀行君
教育長	清永	直孝君	総務部長	二ノ宮	健治君
総務課長	秋吉	洋一君	総合政策課長	野上	安一君
行財政改革室長	相馬	尊重君	財政課長	米野	啓治君
税務課長	野中	正則君	産業建設部長	篠田	安則君

農政課長	平野 直人君	建設課長	荻	孝良君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川	照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長	Ē		大久傷	R富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野	明生君
商工観光課長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤	巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤	純一君
教育次長	後藤 哲三君	湯布院公民館長	佐藤	和利君
消防長	二宮 幸人君	土地開発公社事務局長	利光	浩君
代表監査委員	宮﨑・亮一君			

午前10時00分開議

議長(後藤 憲次君) 皆さん、おはようございます。再開をいたします。

議事に入ります前に保険課長の方から承認第10号と承認第12号について訂正があるようですので、お願いします。(発言する者あり)開会します。開会しますちゅうたあね。開会したんだ。(発言する者あり)

保険課長(佐藤 純史君) おはようございます。それでは、訂正をすいませんけどお願いいた します。

承認第10号平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの総務費 1 款 1 項の総務管理費 1 目の一般管理費、2 2 節の補償補填及び賠償金の節でございますけれども、その横の説明の欄でございます。ここに保証金となっておりますのを補填金と訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所については皆さんの方にお手元にお配りしております。

それから、次に、承認第12号でございます。これの6ページをごらんください。これも同じく3項繰り上げ充用金1項繰り上げ充用金、1目の繰り上げ充用金の節の22保証補填及び賠償金でございます。それの説明の欄の保証金となっています。これを補填金に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

議長(後藤 憲次君) それでは、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく 審議方お願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開き ます。

執行部より市長、助役、教育長、代表監査委員及び各部長・関係課長の出席を求めています。 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により、去る6月8日の本会議において上 程されました決算認定案件を除く各議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

日程第1.報告第3号

日程第2.報告第4号

議長(後藤 憲次君) まず、日程第1、報告第3号平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について及び日程第2、報告第4号平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、関連がありますので一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 議長には質疑ありませんかっていう権限がないんですよね。いわゆる除斥案件に引っかかりますから。土地開発公社の理事として報酬を3万円いただいてるちゅうことは、いわばほかの人は無報酬でやってるわけですから、責任もより重大なんでね。そういう点でいえばみずからどこか席を立って外に出て、除斥してもらって。かわりの人もまた除斥案件に引っかかる人なんで、これもまたどうしたもんかちゅうことが問題なんですけども、あとは残った人で考えたいと思いますので、その件について、まず議長の判断を求めます。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長でございます。8番議員から先日、今言われたような御質問がございました。このことについて経過等を踏まえて、条例でどうなっているかということについて御説明を申し上げます。

まず、初めに、由布市土地開発公社の定款につきましては、旧湯布院町土地開発公社の定款を そのまま由布市の土地開発公社にということで先日説明をいたしました。この中で、定款第6条 に理事7名以内、監事2名の役員を置くというぐあいに規定をしております。そして、この規定、 その定款の中で庶務規則の第2条で、理事につきましては、市長、助役、議長、副議長、総務課 長、総合政策課長、建設課長。監事につきましては、会計課長、学識経験者の監査委員ということで、充て職をもって充てるということでございます。

今御質問のありました、まず、議員がこの兼業禁止の自治法が項目あるんでございますが、 92条の2項の中で法人等につきまして兼業禁止をされております。しかし、公拡法という法律 に基づきまして土地開発公社の運営はしております。公有地拡大推進法といいますが、その 26条の中でこの自治法の禁止事項にかかわらず議員等がこの理事になることについては問題は ないということになっております。

それから、監査委員の就任でございますが、このことにつきましても92条の2項の中で普通 地方公共団体の長、それからずっとありまして監査委員等については、これは平成3年に改正が ありまして、当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるについては請負禁止の規 定の適用が除外されているということで、法的には問題ないというぐあいに解してます。

しかし、この理事、監事につきましては2年間の任期でございまして、17年の10月27日から19年の10月26日までに今なっております。その任期終了後につきましては、いろいろ検討をしていきたいというぐあいに思ってます。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) だれも総務部長の見解なんか求めてないんですよ。その解釈の中の最後のあんた省いたですね。しかし、議員は除斥案件に引っかかる、監査は監査ができないから好ましくないというのが最後にくっついてるんです。あなたはその部分を削除してるんですよ。だから、そういう好ましくない、やってほしくないということは、法律には違反しないけども、そういうことをやってほしくないちゅうことを言われている以上はやらないようにしてほしいというのがこちらの願いなんです。そういう立場で議長はどういうふうに判断をしてるのかということを議長にお尋ねしているわけですから、要らんことを言わんでください。

議長(後藤 憲次君) 今、西郡議員の件について答弁します。

私は好き好んでやっているわけではありません。一応そういう湯布院の例によって一応参加しただけで、いつでもやめていいんです。それはもう言いました。言っておりますので。西郡均君。議員(8番 西郡 均君) あのねえ、監査委員さんは特にそうなんですけども、監査から除斥されるちゅうことは重大問題なんですよ。あなたの仕事をさせないからどうぞ土地開発公社の監事に就任してくださいと。そのかわり3万円やりますよと、これはいわゆる賄賂と一緒ですよ。それを3万円を受け取って団体監査ができない、本来の職務ができないなんていうことをやるちゅうことは、これは重大な問題なんです。ねえ。そこをわきまえて。

議長、副議長は、やっぱり議会のトップですから、ほかの議員が入ってるなら別にそれをとやかく言うことはないんですけど。ほかにもいろんな隠し団体ありますから、それに理事に入っておったらどうかということを言われたときに違法でないということはあるし、同時にそれぞれの、体育協会にしろいろんな援助団体にしても就任する場合がありますよ、そういうことを言うんじゃないんです。今回の場合は土地開発公社として執行権の一翼を担う公拡法で先行用地取得とか担う部分の執行権を伴うやつですから、そういうような理事者をするちゅうのは議会代表でしてもらっちゃ困るし、当然議長なんかがしてはもってのほかです。副議長も議長が欠けたときには副議長が議長職をやらんにゃいけんのですから、それもやっちゃいかん。好んでやっているちゅんじゃないんだからすぐにやめて審議ができるようにしてください。

議員(11番 二宮 英俊君) 議題自体じゃありませんので、議運で一回この件について協議 をしたいと思いますが。 議員(8番 西郡 均君) わかりました。ほんなら後で議運でお願いします。

じゃあ、中身についてお願いします。今言った報酬3万円について、これが妥当かどうかちゅうことなんです。ねえ。今、監査委員にも言いましたけれども、監査の職務ができなくするために3万円を出す、あるいは議長が議長の職務をできなくするために取り込んで3万円を出す、副議長には3万円出す、もってのほかだと思うんですけども、その根拠をちょっと教えていただけんですか。なぜこういう金額を決めたのか。

議長(後藤 憲次君) どうぞ。

土地開発公社事務局長(利光 浩君) 土地開発公社の事務局長です。今、御質問の件なんですが、旧湯布院町時代に3万円という形の分がありました。それの、先ほど総務部長が言いましたように、旧湯布院町の分を引き継いだという形でそのまま3万円という形になってます。それが高いか安いかちゅうのは、また御判断願いたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) いやいや。高いって判断してるから言ってるんです。この事業計画書を見てくださいよ。ねえ。売却原価と取得原価が同じなんです。要するにもうけも何もへったくれもないと。そのためそれにかかる販売費を一般管理費で、役員報酬が3万円掛ける3人の9万円。そして、なおかつひどいのは食糧費に20万円なんちゅう計画なんです。どこからこねな数字が出るのかと。挾間町のときには考えられんような数字を平気でぽっぽっぽっぽ上げてるんですよ。計画、実際にこのとおりやるかどうかは別ですよ。3万円て決めたけど3,000円で我慢してくださいちゅうかもしれんし、食糧費も20万円ち決めちょるけども2,000円も出せませんちゅうかもしれん。だけど予算としてこういう自由計画を計上すること事態が異常なんです。湯布院町の場合はそれが許されとったかしらんけど、由布市の場合そういうことを、親方日の丸でどっとんやれやれ式でやってるのかどうか、そこ辺は。今これ理事長ちゅうのはどなたがしてるんですか。助役、ちょっとお答えいただけんですか。

議長(後藤 憲次君) 助役。

助役(森光 秀行君) この中身につきましては、理事会で検討いたしまして、適正なものだと、 そういう判断をしております。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) では、あと、付託された委員会にゆだねますけれども、幾つか指摘しておきたいと思います。

一つは、先ほど総務部長が言われた定款の問題なんです。定款じゃなかったですよね、あなたが言ったのは。定款の中に定められた規定の部分ですわね、内規の。挾間町の場合は10種類あったんです内規が癩癩規定が、定款にかかわって。だけど、定款部分は例規集の中にありますけ

ど、こういうのは例規集の中にないから、幾らあなたがそこでいろいろ言ったってわからんわけですよ。ぜひ、幾つ内規があるのかわからんけども、それを全部議員の方に提出してください。

それと、両方一緒ですかね、前と後ろ、2議案とも。実績報告も一緒ですかね。(発言する者あり)一緒ですか。実績報告の中でキャッシュフローの受取利息は244円となってますけども、 損益勘定の受取利息が849円ちゅうふうになってるんですけども、そこ辺の誤差はどこから出ているのか教えていただきたいと思います。ここで全部一々答えんでもいいわ。委員会の場でそこ辺は明確にしてください。

それと、明細書をちょっとごらんなってくれんですか、後の分。実績報告の明細書。添付書類がずっと12ページから現金及び預金明細書並びに土地の明細書、借入金の明細書とずっと続きます。空欄、書式で言って申しわけないんだけど、空欄の処理の仕方で斜めの斜線を打ってる部分と空欄のままの部分があるでしょ。気持ちはわかるんやけども、空欄にする場合は全部空欄にして、斜線を引く場合は全部斜線を引く。しかし、斜線を引いたんじゃ見苦しいからほとんど空欄にするちゅうのは挾間の場合はとっておったんですけど、それは統一してほしいというお願いです。

それと、最後に、収益を目的にしていないですよね、この土地開発公社は。挾間の場合は収益を目的にして、パチンコの跡地を買収して高くほかに売りつけるとか、土地を造成してそれを高く、今回の場合は安く売ってしまったんやけど。そういう意味で収益を目的にした土地開発公社の事業だったから、事業、法人税の住民税ね、法人住民税を払うのは当然だったんですけども、庄内町の場合はそういうことを目的にしてなかったということで法人住民税は払わなかったと。それは当然のことだと思います。由布市の場合は、やっぱり収益を目的にしてなかったら、法人住民税は気安く払うんじゃなくて、やっぱり公益部分できちっとやってるからそういうのは払いませんよという立場をとってほしかったんですけども、その辺についても委員会でとくと議論してほしいというふうに思います。

以上です。

議長(後藤 憲次君) ほかに、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

癩瘷癩癩癩癩癩癩癩瘷瘷瘷 · 癩癩瘷瘷 · 癩瘷癩癩癩癩癩癩癩瘷魚

日程第3.報告第5号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第3、報告第5号平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。18番、小野二三人君。

議員(18番 小野二三人君) 18番、小野でございます。本来なら、この報告案件は付託案件でもございますし、総務委員会に付託されておりますので総務委員会の中で審議するのが妥当だと思いますけども、あえて、これは予算にも反映をされておるものでございますので、ここで市長に質問をいたしたいということで通告をさせていただきました。で、私の通告書が市長の手元に届いておると思います。よろしくお願いをいたしたいと思います。

それで、その中で繰越明許費の計算書の中で特に土木費のうち、向原別府線、北方工区、七蔵司工区、富線、並柳線、奥江線改良事業の事業の内容を詳細に説明をしていただきたいということでございます。維持事業、それから災害復旧事業につきましては、総務委員会の中で問いたいと思います。

そこで、1点目として、市長は向原別府線の地理、そういった所は十分承知をしておるだろうと思います。庄内の出身の議員、湯布院出身の議員各位には地理がちょっとまだわからないかと思いますけども、聞いていただきたいと思います。

旧町時に癩癩合併前に七蔵司工区にあっては1工区と2工区に分け、山口自治区入り口から大久保線分岐までを3カ年計画で完了予定、2工区については高速道を越している橋、いわゆる跨線橋までを整備予定ということで当時の町長から答弁をいただいております。当時というのは17年の3月議会だったと思います。したがいまして、これが新市になっても当然引き続いて整備されるものと私も期待をいたしておりますので、その辺、市長として継続事業でやっていただけるものかどうか、ひとつその辺をお伺いをしたいということでございます。と同時に電線改良のめどについてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、2点目として、市道富線にあっては、御承知のように過疎自立計画ということで庄内でもすばらしい計画書が策定をされております。その路線の中で山本線というんですか、それから小野屋櫟木線、室小野線、宇南畑田線、この4路線はもう既に現年の予算書の中に反映をされております。これと並行して、これもさきの向原別府線とあわして19年度以降においても事業の着手ができるかどうか、この2点を特にお伺いをいたしたいと思います。

その質問の理由といたしまして、繰越明許費の繰り越し指標の財源は当然ながら必ず財源確保がなされて確定財源でなければならないということになっております。それはそれなりにこの繰越明許費で上がっておりますのでそれはいいんですけども。したがいまして、18年度においての事業は財源内訳で明らかにされておりますように運用資金と政府資金の調達で運用がなされております。が、こうした中で今現行の交付税率の見直しが地方の方で論議がされておるように報道がなされております。そういうことで、本当に交付税の論議がされておる中で、非常にこれが19年度以降、非常に財政的に地方にとっては非常に心配でございますので、そういうことを踏まえて19年度以降も交付税が落ちても、本市といたしましては、この継続事業は必ず成し遂げ

ていくというような確固たる市長の姿勢を問いたいということで質問をさせていだたいております。

その次が、2点の理由といたしましては、旧町の特性を生かした均衡と調和のとれた由布市の発展を図る上、その規定なるものは当然ながら道路交通体系の整備だというふうに思います。やはり、政治経済の発展は、道路の整備が優先だと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと、そういうふうなことでございますので、市長の答弁、この2点についてひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 市長。

市長(首藤 奉文君) 御質問にお答えをいたします。

繰越明許につきましては、17年度の繰り越した理由につきましては、用地取得とか設計等々で時間がかかってるという状況で、実行できないということで繰り越しをしているわけでありますから、これについては、もう18年度それが整い次第やっていくということであります。

それから、計画に載っている路線につきましても継続してやるものについてはこれからずっと 継続してやるというふうに決意をしておりますし、そのようにやっていきますが。ただ、今議員 おっしゃられるように財政状況が大変逼迫している状況の中で、そういう財政との勘案を図りな がら必要な部分については、計画立てている部分については逐次やっていくというふうに考えて おります。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 繰越明許費と翌年度繰越額の異なるものが大半なんですけども、 その中で既に着手してるというんですか年度着手してる癩癩年度内に着手してる部分と、全く着 手してないけども繰越額がこんなに減ったという部分がわかるような形でそれぞれ説明をしてほ しいんですが。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 建設課長の荻です。よろしくお願いします。

まず、土木費の道路橋梁費で北方工区の分でございますが、この分については現在鋭意、なかなか用地交渉が難航しておりまして鋭意努力して、まだ今かなりの部分で詰めの段階に入ってるという状況にございます。それから、七蔵司工区については既に工事を着工しておりまして、7月には繰り越した分についての完了予定でございます。

それから、市道富線については、ほぼ完了の状況にあります。それから、市道並柳線の事業に つきましては既に完了をいたしております。

それから、次のページの道路橋梁費の市道奥江線につきましては、盆までに完了する予定でご

ざいます。ちなみに事業量といたしましては、この路線が一番長いわけですが、繰り越した事業費も540メーターの延長がございます。今申し上げましたように盆前までには完了の予定でございます。天候が順調であれば7月いっぱいぐらいには完了させたいというふうに思っております。

以上です。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。小野二三人君。

議員(18番 小野二三人君) 先ほど私が、この報告案件ですけどもあえて質問させていただきたいということで、この議長の許可を先にいただいて質問をさせていただいたわけですけども、この席の中で簡潔にという今発言が同僚の議員から出されました。本来なら報告案件ですから私もそのままここで聞いておけばいいわけですけども、一般質問でもやりませんでしたし、この財務事務でもあります、そういうようなことからあえて報告案件でありましょうけども、こういった案件につきましては質問をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

議長(後藤 憲次君) ほかに。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 災害復旧については大方理解できるので。今の答弁の中で私が聞きたかったのは、平成18年3月31日時点でどうだったのかという部分なんです。そのときにいわゆる既に年度内で着工してる部分があったから繰越額が若干減ったんですよという部分の説明が欲しかったんですけども、そこ辺の部分が全く欠落してて、そういう把握のされ方をしてないんだろうというふうに思います。

ちなみに一番上の農林水産業の農業費に限って、ほなお尋ねします。この差額というのは年度 内に何かをやったことなのか、それとも未着工だけども翌年度繰越事業としてはこのくらいを考 えてるということなのか、どちらなんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 課長。

建設課長(荻 孝良君) 8番議員さんにお答えします。

災害は、もう本当に査定がおくれたということでございまして、ほとんど繰り越しという状況の中で工事を発注しております。逐次工事が完成をしておりますけれども、施設につきましては100%完了したというふうに報告を受けております。(発言する者あり)ごめんなさい。排水路につきましては、災害復旧の箇所が多くして、設計を組む期間が少なかった癩癩短かったわけで、もう100%に近い繰り越しをしております。(発言する者あり)はい。3月31日までは着工しておりません。以降に着工いたしました。(発言する者あり)その差額は、一部どうしても水路の関係で着工した部分でございます。はい。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。(発言する者あり)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩瘷瘷 · 癩癩癩瘷 · 癩癩瘷癩癩癩癩瘷魚魚魚

日程第4.承認第3号

日程第5.承認第4号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第4、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」及び日程第5、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」の税関係2件について、一括議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) お尋ねします。

由布市の場合で定率減税が廃止になって影響額というのはどのくらいになるのか教えていただ きたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) すいません。通告になかったもので税務課長を呼んでおりません。 後で、休憩があった後に来るように、すぐ連絡をとりたいと思います。(発言する者あり) 議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) じゃあ、来る人にちょっとお聞きしとってほしいんですけども、 特別措置条例の中で農村地域特別工業等導入促進法10条の地区を定める省令というの癩癩総務 省令か何かだと思うんですけども、省令の改正年月日と、そうした番号をやっぱきちっと持って くるように言ってください。

それと、課税免除期間を2年延長するということで、当該の企業にどういう影響があるのかそれについて。これはもう税務課長やなくてあなたの方が詳しいと思うので、この場で答えても結構なんですけども。それをお伺いしておきたいと思います。(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) 後でまとめて。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩 · 癩癩癩瘷 · 癩癩癩癩癩癩癩魚魚 · 癩魚魚

日程第6.承認第5号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第6、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由 布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許します。 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 1番、小林華弥子です。承認第5号専決処分の承認を求めることについてですが、これはアスベストの対策のための法律が制定されたため、使用料の一部を改正する必要があったという御説明でしたが、専決処分理由のところで、議会を召集するいとまがないため専決処分したとあります。で、先決した日付を見ますと3月の27日になっております。3月27日というのは、前回の3月議会の最終日が3月24日でした。25日、26日は土日でした。てことは、最終日の次の月曜日に専決をしており、議会を召集するいとまがないためというふうに言っておりますが、これはどうしていとまが、できれば最終日に提案できたんではないかと思いますけれども、どうしてこの日に専決したんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。1番議員にお答えします。

提案理由のときにも説明をいたしましたが、これは、国の法律で、特に今、石綿による被害が大きくてそれを救済するということで、石綿による健康被害の救済に関する法律が18年法律第4号で制定をされました。で、これの施行日が18年3月27日ということで、24日に最終日があったんですけど、法律につきましては施行日の日にこういう専決をという今やり方をしておりますので、この条例の一部改正につきましても3月の27日の日、同日に専決処分をさせていただきました。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 法律の施行日が3月27日だというのは御説明いただきました。ただ、この法律が成立したのは18年の2月3日です。2月3日に成立していつから施行するかというのがその成立日には決まってなくて、その後の3月7日に法律の施行期日を定める政令というのが閣議決定されております。ということは、もうこの2月3日、あるいは遅くても3月7日には、この3月27日からこの法律が施行されることがわかってたはずです。そういう意味で、今御説明の中で施行日に合わせて専決処分することになっておりますというのは、これは全然理由にはならないわけで、そういうことを慣例にしてもらっては大変困るわけです。

で、事務作業的には、月曜日に専決処分するということは、もう金曜日の時点で、最終日の時点でこの書類が整っていたはずだと思います。そういう意味では、私はむしろ言葉は悪いんですけども最終日に出そうと思えば出せたのに怠慢ではないかと思うんですが。特に議会を招集するいとまがないためという理由を簡単に使っていただきたくないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 今まではこういう施行日に専決処分をするというやり方をやってお

りました。今御指摘のように3月7日に閣議決定ということで、確かに御指摘のように最終日に 追加議案で出せる状態だったんじゃないかと思います。以後、閣議決定、それから国の動向等を 見きわめながらできる限り専決処分を避けて、こういう条例改正をやっていきたいというぐあい に思っています。

議長(後藤 憲次君) 以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 質疑を終わります。

日程第7.承認第6号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第7、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「由 布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 説明だけでわかった部分は、介護納付金の課税額の限度額の引き上げだけしかわからなかったんです。あとの公的年金等控除適用者に対する金額の加算分について、もう少し詳しくわかるように説明してほしいんですけども。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(佐藤 純史君) 保険課長です。8番議員にお答えいたします。

年金の控除につきましては、先般若干の説明したと思いますけれども、本来現行では140万円の控除ということになっております。その後改正で120万円が控除ということで、この額に20万円の差が生じております。この20万円の控除を一挙にするのではなくて、18年、19年でその20万円を段階的に控除をしていこうと。一挙にするんじゃなくてですね。その18年度においては20万円を13万円、それから19年度においては7万円と、それ以降についてはもう120万円の控除ということにもっていく法案でございます。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第8.承認第7号

日程第9.承認第8号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第8、承認第7号専決処分の承認を求めることについて「大 分県退職手当組合規約の一部を変更する規約」及び日程第9、承認第8号専決処分の承認を求め ることについて「大分県消防補償等組合規約の一部を変更する規約」は、同一趣旨のため、一括 議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 毎回合併のたびにこれが出るわけなんですけども、前回いただいた規約が、規約本文を見てみると、今度許可証を県知事のと一緒にもらいましたけれども、その許可証にかかわる部分の10月1日施行のやつが2件載ってるんです。それについて私自身も不可解に思うんですけども、担当課長も自分で見られて不可解だったと思うんですけども、直近のやつがもう既にそれが訂正されてるんならいいんですけども、訂正されてない場合はそこ辺不可解に思うようなところはどのように処理されたのかお尋ねしたいのと。それと、それ以降の分のいわゆる前回議会にかけられたやつと、今回は専決ですから既に許可証等が出ていると思います。それと直近の規約について、もし提出していただけるならお願いしたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 8番議員にお答えします。

条例といいますか、取り寄せておりますので後でコピーして差し上げたいと思います。

それから、きょう今資料を持ってないんですが、附則のとこですかね。癩癩はい。一応県の方に問い合わせをして確認をしたんですが、間違いがございません。また後それは資料を差し上げて説明いたします。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩瘷 · 癩癩瘷瀬 · 癩癩瘷癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第10.承認第9号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第10、承認第9号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第3号)」を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 余り早いもんじゃけん開きゃあせん。先ほどの答弁にかかわってなんですけども、資料を取り寄せ中ですからちゅうのは怠慢なんです。(発言する者あり)癩癩ます。ああそうですか。許可証も手元にある。(「はい」と呼ぶ者あり)私の手元にないだけやね。(発言する者あり)わかりました。

同じことをまた言わんといけんのですけども、4ページを開いてください。地方債の補正ということで、当初予算あるいは補正予算等にかかわって補正前と補正後という書き方をしてるんですけども、前回御注意申し上げたことを全然書き直されてないんです。なぜこういうことを平気

でやるんか私には不可解なんですけども。挾間にも前、これを提出する財政課長さんにもそうい う人がおりましたけれども。

地方債の補正のところに単位の書き方やあるいは証書借り入れとかいうのがあるでしょ。癩癩 うん。そこももとのあれと違うし。単位は右肩に書いとったし、証書借り入れの次にまた証券発 行というのがあったんです。そういうことを前回の補正のときに、やっぱりもとにあったやつは きっちりもとにあったように書いて、そしてこういうふうに変えるんだとちゅうならわかるけれ ども、もとにあったやつを書きかえて、そして補正前なんちゅう書き方をするちゅうのは私には 理解できんのですけども、どうして改めようとしないんですか。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 財政課の米野です。今、8番議員が言われたのがちょっといまいちよくわからんのですけど。これで間違いではないんではないかと思っております。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) いや、間違いではないんじゃないかと思いますちゅうあなたが間 違ってるから言ってるんですよ。当初予算の地方債のところをあなたは開いて言ってるんですか 物を。当初予算は私持っちょらん。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 8番議員にお答えいたします。

いわゆる当初予算のところは限度額となっておると思いますが。(発言する者あり)下の方。 (発言する者あり)ああ、はい。これかえ。これがね、(発言する者あり)「または証券発行」 が抜けているように思われますので今後気をつけます。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) だからそれについては、そこだけじゃなくって、前言ったのは単位の書き方も違うし、項目の場合は段の目いっぱい使って結構なんですけども、証券の方なんかは文章ですから、文章の書き出しは1字下がりちゅうの、書式のことを言うて申しわけないけども、当初予算に書いてることを補正前のところにきちっと書いて、そしてそれを変えるんなら補正後のときに変える中身をきちっと書くというようなことをやってくださいよ。それは私今初めて言うことじゃないんです。前回も言ったのにまた今度同じことをやってるから、ちょっとびっくりしたんですよ。西郡の言うことは聞くなちゅうのは、もう何か市長が通達したかしらんけども、そんなことじゃいかんですよ。ちょっとまじめにやってください。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) じゃあ、中身についてちょっとお尋ねします。

前回の補正で減額して今度また復活させたというのが随所に見られるんですけども、多分、使

用料・手数料、8ページです。使用料・手数料で交流体験施設使用料というのが、前回の場合この節がなくなって、またここに復活してるというのがあります。その事情について、通常の場合はそういう可能性がある場合は1円でも残して補正するとかいう手続をとるんですけども、全くゼロにしてまた新たにまたその節の中につくるちゅうことは、どうしてそういうようになるのかよくわからんのですけども、それについて御説明いただきたいと思います。

それと、10ページの雑入ですか、雑入の中で由布市優良基礎雌牛導入資金というのがあります。3月2日のときには優良雌牛導入資金返還金ということで1,010万円というのが上げられてます。ここでは幾らかわかりません。小分けは書いておって内訳は書いてないので金額的には何ぼかわからんのですけども、それとどういうつながりがあるのか教えていただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 産業課長。

農政課長(平野 直人君) 牛の導入資金ですが、これは旧湯布院町の物でございまして、一般会計対応で貸し付けを行っておりました、それの償還金です。108万1,000円の償還があっておると、それを上げたんです。癩癩はい。そうです。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。(発言する者あり) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 8番議員にお答えいたします。

使用料は、前回落としていたということなんですが、説明欄の中では要するに、こういうことは50年に1回だと思うんですが、各節の方につきましては旧町3町でそれぞれ分けておりますので、ある1つの旧町の物を落として、また新たに別の旧町の物が上がってくると、どうしてもこういう形になってくるものでございますので、大変申しわけないんですが、18年度からはこういうことはないと思います。今後気をつけておきますので、よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 旧町たって幾つもあるわけじゃなく3つしかないんですから、どこの分を落として、新たにどこの分を載せたつうのをはっきり言ってください。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) その分については、後ほどまた御報告いたします。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 質疑なしと認めます。

<u>日程第11.</u>承認第10号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第11、承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題として質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 5番、佐藤です。ぜひともよろしくお願いします。(笑声) 承認第10号で、由布市国民保険特別会計補正予算(第2号)ということで、先ほど、当初、保険課長が訂正されました款の総務費、歳出です。7ページでございます。項目、総務管理費、目の一般管理費の節の22の補償補てん及び賠償金の5,483万8,000円の、これは私は補償と思ったか、何の補償かなと思ったけども、補填ということですから、その補填はどういうことか。それと支払い財源は何か、まずお答えください。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(佐藤 純史君) 保険課長の佐藤です。5番議員にお答えいたします。

先ほど訂正を申し上げましたけれども、7ページの件でございます。5,483万8,000円 はどういう物かと、財源は何かということで御質問でございますが、この件につきましては、補 填ということでございます。これにおきましては国保の挾間町の分、決算額でございますけれど も9月末の決算額、それの不足分が出てると思います。それが5,483万7,792円出ており ます。これに対する補填でございます。

要するに、もうちょっと早くするはずだったんですけれども、調整交付金、これは国がするはずでしたけれども、17年度から一部5%分を県が持ちなさいということで、一時載せたんですけれども、国の方、県の指導で、率がまだはっきり決まってないということで、一たん国に戻した経過があります。その時点で一般財源も投入しておりますし、その財源は一般財源と基金等で充当しております。

したがって、この補填につきましては、調整交付金が決まりました。したがいまして、一般財源等が余っております。最終的には5,700万円、この4ページを見ていただきたいと思いますけれども、一般財源が現在217万8,000円、一番歳出合計のところですけども、一般財源がになっております。これを、5,483万8,000円を充当しない場合については 癩癩5,711万6,000円の財源が余るということになっていたんですけれども、これを補填することによりましてこれだけ減ったということで、財源的には一般財源でございます。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) 佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) ありがとうございます。私は、一時補償となれば一時借り入れか何かして支払ったわけであるならば償還金等にすべきと思いました。が、今、課長の説明を受けましてある程度わかりましたが。ぜひとも今の補正の時期ですね、やっぱり6月になって

5,100万円と、そういう形が早く見えているならば早目の処理をお願いしておきたいと思います。

以上であります。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第12.承認第11号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第12、承認第11号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算(第1号)」を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 質疑なしと認めます。

<u>日程第13.承認第12号</u>

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第13、承認第12号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」を議題として質疑を行います。 質疑ありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 唯一収入が過年度収入の雑入ということなんですけども、過年度収入3,838万2,000円ちゅうのはどういうことを指しているのか教えていただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(佐藤 純史君) 8番議員にお答えいたします。

本来、国の当初予算で老人保健の予算を県を通じて報告します。そうすると県は予算額を決定するわけですけれども、途中の変更は認めてもらえません。したがって、予算が非常に大きく組んでおれば翌年度で還付金として返すようになります。したがって、今、国としては財源がありませんので、比較的に予算が出てきた金額の約9割程度しか交付してきません。したがいまして財源不足が生じます。したがって、その分は確定額、実施報告に基づいて確定額が決まった時点でくれますので収入がおくれてきます。したがって、過年度収入として18年度で入ってきます。それの分を繰り上げ充用金として予算措置したわけでございます。したがいまして、入ってきますのは、支払い基金、国、県、それで一般会計で調整しております。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) そういうのは過年度収入とは言わないんですよね。今あなたが言ったようなことをそのまま書いて、ここでこういうのが国、県、支払い基金から入りますということで言うんですよ、通常の場合は。多分挾間町じゃないところは全部こういう形でやっておったんだろうと思いますけど、今後は今言ったような形で明記するようなふうにしてください。お願いしたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(佐藤 純史君) この件につきましても佐藤郁夫議員からも御指摘がありました。この件につきましては、3町それぞれ、2カ所は一緒なんですが、1カ所はこういうことでばらばらでしたので、これについても私が今ここでどういうふうにするということになりませんので、財政課の方と今協議中でございます。したがって、よくわかるのは先ほど言いましたように国・県なれば国・県の中の過年度収入として、項目を分けてやるような方法ということになろうかと思いますけども、それは今協議中でございますので、よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) ずるしてないと思うんですけど、ちなみに過年度収入ちゅう表記 で議員さんがみんな納得してた町ちゅうのはどこですか。

議長(後藤 憲次君) 保険課長。

保険課長(佐藤 純史君) 納得したということじゃなく、事務処理上やってたということでございます。内容的にはその過年度の収入については明細表をお示ししておりますので、内容的にはよくわかってると思います。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

ここで休憩します。再開は11時10分から再開をします。

午前11時00分休憩

<u>癳癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡</u>

午前11時12分再開

議長(後藤 憲次君) 再開いたします。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩瘷瘷 · 癩癩癩瘷 · 癩癩癩癩癩癩癩癩癩魚魚

日程第14.議案第69号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第14、議案第69号由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布

市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。(発言する者あり)(「71号やなかったん、71号でしょう。71号で やる」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)ここはいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)質疑あ りませんか。どうぞ。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 19番。ここの貸し付けにつきましてですけども、さきに農政課の資料で掛金の状況がわかったんですけれども、貸し付け金ですね、今現状どのようになっているのか。それから、未収金等があるんじゃないか。あればその扱いがどのようになるのか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

議長(後藤 憲次君) 産業課長。

農政課長(平野 直人君) 吉村議員にお答えいたします。

資料で貸し付けの額は御案内のとおりでございますが、未収金は、これに関してはございません。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

<u>日程第15.議案第70号</u>

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第15、議案第70号由布市農業施設条例を廃止する条例に ついてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。 1 番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 由布市農業施設条例の廃止についての議案について質問いたします。

この条例を廃止することによって、先日の詳細説明の中では、今この条例によって設置されているのが4施設あるというふうな御説明をいただきました。陣屋市場と川西農村健康交流センターと下湯平特産加工場、あと、塚原農業研修所。最初の3つについては今回別議案で指定管理者を導入するということですけれども、塚原農業研修所については、先日の詳細説明では、塚原の地元の雛戸地区に払い下げるというような御説明を聞いたんですけれども、これは、払い下げはどういう、もう払い下げの手続は終わっているんでしょうか、それともこれから払い下げを予定しているということなんでしょうか。詳しいことを教えてください。

議長(後藤 憲次君) 産業課長。

農政課長(平野 直人君) 1番議員にお答えします。

| 雛戸地区につきましては、3月で御説明したように、説明が、地元の了解を得ております。で、

ありまして、契約管理課の方が書類の準備ができ次第払い下げをする予定でございます。余りも う時間がかからないと思います。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) ということは、協議は一応済んでるけれども手続はこれからということですね。そうすると、今回この、今回のこれは先議癩癩議案なので21日に採決しますよね。で、これもし可決すると、その時点でこの条例が廃止されるので、その時点で塚原農業研修所そのものの設置がなくなってしまいますよね。で、実際に払い下げの手続が終わるまでの間、農業研修所の位置づけが条例上なくなってしまうんではないかと思いますけれども、そこら辺はどうするんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) この条例を廃止した後は、一般財産として市の方で一たん管理をしまして、その後にということになろうかと思います。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 一般財産としては設置条例は要らないということなんですかね、 どういうことですかね。

あと、払い下げは無償なんでしょうか。3回目ですよね、質問。無償だとすれば、これもし私が間違っていたら教えていただきたいんですけれども、公有財産を無償で払い下げる場合、いわゆる地方自治法で規定されている適正な対価なくして譲渡する場合は議会の議決が必要だという部分には引っかからないんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 産業建設部長です。ただいまの1番議員の小林議員の御質問に お答えいたします。

今、御質問がありました財産の問題ですが、一応、これ、今回廃止をいたまして、行政財産から普通財産の方に移換をいたします。その後に払い下げということをもって続けておきたいと思っております。

それから、今の件でございますが、これにつきましては、一応目的として農業研修施設ということで、目的は変わらなくてこのまま継続してこの目的で利用していただくということで、用途は、使用用途は変えないで管理だけをもう地元にしていただくということで今計画しているところです。(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) それで公の施設の、議会の議決ということで、これは農業施設、 (「農業施設」と呼ぶ者あり)農業施設ということで、(発言する者あり)その辺をちょっと内 容を調べさせていただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) これ、もう担当者が違うと思います。財産管理課の方にお伺いを したいと思いますので、目的であれ何であれ、いわゆる行政財産を無償で譲渡する場合には議会 の議決が必要なのではないかという質問です。必要であればその手続をとる予定があるのかどう かということを後で教えてください。

議長(後藤 憲次君) どうぞ。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 行革室長でございます。今の御質問にお答えしたいと思いますけども、直接、契約管理課の方が担当しているんですけれども、公の施設の見直し等で協議した経過でございますけども、今回は設置条例を廃止して一般財産にした後、これを処分するのについては、ほかの施設も含めてですけども9月の議会に、地元と協議した上で9月の議会に提案したいと考えております。

議長(後藤 憲次君) 以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第16.議案第71号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第16、議案第71号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定 についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。 12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 12番、藤柴です。由布市肉用仔牛貸付基金条例、これは旧 間町の条例であったということでございます。そして、優良基礎 単件 導入事業基金条例、これは旧 上内町ということで、これを統合して 癩癩統廃合して 優良基礎 牛貸付基金条例に制定するという 議案ではありますけども、この名称の名前と条例の条文の内容を見てみますと、ただ2つあるあれを一つにまとめるというだけのものじゃなくて、その内容が牛の導入に対して規制緩和的な拡大解釈されるような文言であるんじゃないかということを私は心配しとるんです。その辺、農政課長、どうなんですか。ただ単に2つあるのをもうまとめて一つの一本化の統一 癩癩統廃合をするのか、もうちょっと拡大した、例えば湯布院あたりでは乳牛、乳牛あたりを飼育しているわけです。そういうやつにも出すようなそういうことになるのか。そこら辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) この条例は、旧庄内地域と挾間地域にあったものを基金を一本化するということで、目的は、それぞれ同じでございまして、牛の増頭をするための基金であるというふうに認識をしております。そういうことから拡大をしてつくった基金条例ではございません。あくまで畜産振興のためにということで、貸し付け限度額を一応100万円と推定をしております。

で、乳牛に適用しないのかと申しますと、乳牛にも適用いたします。そういう範ちゅうでとら えております。

議長(後藤 憲次君) いいですか。藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) それと、ちょっと条文、統廃合の懸案についてはいいんですけども、中身を見てみますと、要は設置第2条において基金として積み立てる額は一般会計予算の中で定める額と規定されているんですけども、この前の農政課の資料によりますと、資金の資料によりますと、22年度の3月から国の方の要するに基金の分ですね、これがもう廃止されるんじゃないかというようなことを記載されておりましたので、ここら辺、増頭して畜産振興を図るというけども、そういう基金の積み立てですかね、ここら辺の関係は心配はないんですか。ちょっとこう中身に入りましたけど。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 藤柴議員にお答えします。

一般会計からの限度額、定める額とするということになっております。これは、旧湯布院町が 過去一般会計対応で貸し付けた額があります。それをもって充てたいというふうに考えておりま す。財政がどういうふうにとらえるかわかりませんけれども、そういう位置に私どもがいます。

それから、他の基金が2つあるわけなんですけども、これは、事業が完了次第、国の方はこの制度をなくすという位置づけにあります。で、今900万円程度があるわけなんですけども、この900万円も事務手続をして先に返さなければいけません。そういうことでございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第17.議案第72号

日程第18.議案第73号

日程第19.議案第74号

日程第20.議案第75号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第17、議案第72号由布市城ケ原農村公園条例の制定について、日程第18、議案第73号由布市里の駅陣屋市場施設条例の制定について、日程第19、 議案第74号由布市川西農村健康交流センター条例の制定について、日程第20、議案第75号 由布市下湯平地域特産物加工施設条例の制定についてまでの4議案は、市が設置する公の施設に 指定管理者制度の導入を可能とするための条例整備であり、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

まず、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) これらの4つの施設を今後指定管理者制度に出すことを前提としての条例制定だと思いますが、まず、指定管理者の公募をかけるものがあるのであればどれを公募する予定なのか教えてください。公募しないで任意指定する場合は、指定する予定の団体もしくは管理者に予定している人を差し支えない限りで教えていただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 1番議員の御質問にお答えいたします。

この4施設のうち、里の駅陣屋市場並びに川西農村健康交流センター、下湯平地域特産物加工施設、この3つにつきましては現在も既に管理委託を行っております。そういった今までの経緯を踏まえまして、現在管理をお願いしている団体等に任意指定を考えております。

城ケ原農村公園につきましては、どういう形でやるかというのを今現在調整中で検討をしている段階でございます。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) わかりました。あと、これらの施設のうち、今実際にいろんな営業をして利益を生んでいる所が幾つかあると思うんですけれども、指定管理者に出す際にそういう利益を生んでいる所についての条件みたいなものはどう考えているんですか。前から何回もお聞きしてるんですけど、湯布院町時代から、例えば、国民宿舎はその分上納金みたいなものを納めている、道の駅についてはそういう規定はないけれども自主的に固定資産税にかわる額を寄附をいただいたりしております。こうやって今後営利を生む施設をどんどん指定管理者に出していったときに、それぞればらばらで、条例上で上納金みたいなものを納める、そうじゃない場合には自主的に寄附金を納めているというような実態が出てくるのは非常によろしくないと思いますが、そういうことについて何か規定は考えてらっしゃるんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 具体的には個々の管理運営の状態、また、経営の状態、そういったものを、今までの経緯等を加味しまして、一応個々それぞれの施設ごとにかわってくると

思いますので、個別の仕様書等でその辺は明記をしながら個別に対応していくように考えております。

ただ、公の施設、市の公の施設、公共団体が設置するものについては原則営利を目的とした施設ではないというふうに考えておりますので、その中で営利が生まれてる実態があればそれに個々で対応を考えていくということを考えております。

議長(後藤 憲次君) 次に、7番、溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) 7番、溝口です。今の1番議員と重なるところがあるかもしれませんけれども、城ケ原農村公園の使用料と川西農村健康交流センターの入浴料、この料金のことに関してですけれども、変更があるやに見えますが、城ケ原の方は私、今までの料金表をまだ見ておりませんのでちょっとわからないんですけれども、川西の方は入浴料500円というふうになっておりますが、現行100円のように私承知しております。その料金をここで上げておいて、そして、それを指定管理にのせるということであれば、今、行政改革室長がおっしゃったような営利を生む際に癩癩生むようなことがあれば上納金じゃないですけども幾らかいただくんだというふうな考えがあるとすれば、なぜ前もってここで100円が500円に上がったりするのかというところでちょっと整合性が私理解できないので、その辺の説明ちょっとお願いいたしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 7番議員さんにお答えをいたします。

議員さん御指摘のとおりでございまして、上限を500円と定めるというふうに新しい条例ではお願いをしているところでございます。本来、川西の温泉館が温度が低いために外の方に熱気を出さないという方法で温泉館が建てられております。で、ありまして、その温泉館の屋根あたりが腐食をして改造をし直さなければならない状況が発生をしております。で、100円が正しいのかということになりますと、100円ではなかなか運営ができてないというような管理委託をしている川西のグループの人から聞いております。そういうことでありまして少し柔軟に保った方がいいのかなということで、上限を500円という表現をさせていただいております。

で、当面の間は100円でいきながら、将来は加工センターも含めて、その地元の管理委託を している皆さんに払い下げをしたいという気持ちがございます。当面は100円でいいんですけ ども、500円という幅を持たしたということでございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) ということは、もう既に今雨漏りしている部分の改修を市は行わずに、これから受けるであろう指定管理者が屋根の補修分を利益の中から出せという意味合いでございますね。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 今、どういうふうに屋根の修理をしたらいいかというのを設計委託を出して検査をしてもらっております。それで市がするのがいいのか、地元で対応するのがいいのかというのが今の段階ではなかなか判断がつきません。地元の方としては市が全部それを修理をして私どもに払い下げてくれるんやったらいいですよという位置の話があっております。で、ありますものですから額が決まらんとなかなかテーブルにのることができません。そういうことです。

議長(後藤 憲次君) 溝口泰章君。

議員(7番 溝口 泰章君) ならば、ぜひとも地元住民負担の軽減をできるだけお願いいたしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) どうぞ。

商工観光課長(吉野 宗男君) 商工観光課長でございます。城ケ原農村公園の使用料でございますけども、条例制定以降金額は変えておりません。現在の使用料で管理をお願いする予定といたしております。

議長(後藤 憲次君) いいですか。以上で通告による質疑は終わりますが、そのほかの。太田 議員。

議員(10番 太田 正美君) 今、川西の入浴料を500円に上げるということは、今度入湯 税の対象施設としてなるんですが、その辺のことも加味された上で500円というのを検討され たんでしょうか。税務課とのまた絡みが今度金額を上げることによってその範囲内に入ってくる んですが、そういうことも検討された上で500円という数字を明記したのかどうか。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 先ほど言いましたように上限を500円と定めるということにしております。だから、500円にきちっと定めたわけではございません。だから、幅を持たせているわけでございまして、中身には税務課と協議等はやっておりません。で、自主的にその施設が管理できる範ちゅうがどこにあるのかということを含めて今から検討していかなければいけないというふうに思っております。

議長(後藤 憲次君) いいですか。ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 川西の交流センターの件ですけども、第2条に、1、2と加工施設、温泉施設が含まれておるんですけども、物産販売のエリアがどうなるのかということと、 川西地区に公民館があるんですね。そのあたりの後の体育館的なものもやはり農業従事者との交流の場として設置をされたというふうに思うんですが、公民館との関連づけ、それから物産販売と、この辺がどういうふうになるのか。 議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 川西交流センターは、農村構造改善局の助成金をいただきまして 3点セットでこの施設をつくっております。で、一つは、今、川西地域の公民館的な要素を備えるセンターであります。で、一つは、加工センター、一つは温泉という3つが一つになっての事業形態であります。で、川西の交流センター、公民館的な部分につきましては中央公民館の方に譲って、そして純粋に今管理委託をしている加工センター等につきましては、そういう管理委託者に将来は払い下げをしていくべく今話を詰めていってる状況でございます。でありますので分けて考えないといけないというふうに思います。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) これではちょっと何か公民館を兼ねた交流の場がちょっとはっきりしないんではないかなという心配があります。

それから、公民館の方の地番を見ますと、ここでは加工施設等が中川という地名になっとるんですけども、川西という文言で公民館は位置の場所が決められとるんですけど、その同じような場所なんですけど川西と中川と違うんですかね。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) その建設されてる位置がやっぱり字が違うというふうに聞いております。番地もそれぞれ3筆に分かれているというふうに前任者からお聞きをしております。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 指定管理者に移行する場合は、特に建物等のすみ分けをやはり 明確にするということをまずお願いしたいと思っております。

それから、ちょっとこれは同僚議員からも一般質問等で出ましたけど、廃止条例と設置条例というのが同じ会期に上程されるということもいかがなものかなという意見が出ました。議運の中でも問題化されたんですけど、今回はやむなしという状況になりましたけど。今後はこのような条例の上程の仕方は厳に慎んでもらいたいというふうに思っております。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。2番、髙橋義孝君。

議員(2番 髙橋 義孝君) 2番、髙橋です。すいません。通告してないんですけども、城ケ原のキャンプ場の件でちょっとお伺いしたいんですけども、今ここにパンフレット等利用料金があるんですが、どうもこれと条例の中の金額が整合性がとれてないものではないかなというのが1点と。それと、多分市内在住者にはということでローカルルール的なものが今まであったのではないかと思います。先ほどから言われてますように営利を目的とするものではないという観点と、条例上の第18条に減免の措置などもあるんですが、営利に走るような管理者があらわれたときにこういったところが減免措置などが揺らいできて、市内に住んでる特典としてこういった

ことを利用してきた方が利用の頻度が下がってくるんじゃないかというとこを懸念してるんですが、その辺いかにお考えかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 商工観光課長。

商工観光課長(吉野 宗男君) 商工観光課長でございます。使用料につきましては、変わりはないというふうに理解はしてるんですけども。(発言する者あり)はい、わかりました。大変失礼しました。

議員(2番 髙橋 義孝君) 今のローカル的な部分で減免措置をどういうふうな形でしていた のかというのがわかれば。庄内の振興局長でわかりませんか。

議長(後藤 憲次君) 振興局長。

庄内振興局長(大久保眞一君) 庄内の振興局長です。2番議員にお答えをいたします。

減免措置につきましては、学校そういう教育関係については減免関係をいたしておりますが、 その他については減免措置はいたしておりません。そういうことがありまして、先ほど行財政改 革室長が申し上げましたように、公募にするのか任意指定にするのか現在検討を行っているとこ ろでございます。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) 由布市里の駅陣屋市場施設条例についてお伺いいたします。

たしか陣屋市場は、土地は農協のものだというふうに思っております。ところで、その農協と の話し合いというか、そういうことも含めてちょっと詳しくお話をお伺いしたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 9番議員にお答えします。

9番議員御案内のとおり陣屋市場の土地は農協の土地でございます。本来、陣屋市場をつくるときに、経済を活性化するための施設でありましたものですから、農協に運営をしてほしいという要望書を出したんですけども、当時、農協さんが、まだ収益が上がるか上がらんかということがわからないものはしないということで、行政がこれを抱えたわけでございます。でありまして、現在地は、もう当初から黒字経営でいっております。農協さんの方が将来払い下げをした場合受けるという位置になっております。そういうことでありますので、一応先般の農協の理事会にこれは提案をして了解を得たというふうに聞いております。

議長(後藤 憲次君) 渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) そうすると農協に払い下げということでいいんですか。癩癩最終的には。そうなるまでには指定管理者の方が農協に要するに借地料を支払うというような形ですかね。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) それは陣屋市場と農協との間の話になろうかと思います。ここでは ちょっとコメントを避けたいというふうに思います。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第21.議案第76号

日程第22.議案第77号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第21、議案第76号由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について、日程第22、議案第77号由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定についての職員関連の2議案を一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 5番、佐藤です。3点聞きたいと思います。5%カットの財源はどれくらいになったのか、正確にです。それから、2点目、賃金以外に職員が今まで自主的に協力してきたことは何かないのか。3点目、この財源をどのように活用するのかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。5番議員の御質問にお答えをいたします。

現在、行革プランの中で由布市10億円計画ということでいろんな取り組みをやってます。 10億円のスリム化と10年後10億円の預金ということを目標にしながら今やってます。で、 その中で徹底した事務事業の見直し、それから職員の削減、それから施設管理の見直し、それから、今回お願いいたします職員給与手当の見直しと、それから収入の確保という5つの項目でいるんな取り組みを行っています。その中の職員給与の手当の見直しということで今回給与の5%カット、それから、次の第77号の旅費の改定というものをお願いをしております。御質問の5%の給与カットにつきましては、18年度は7月分からということで、7,300万円ぐらいの削減になります。平成19年度以降につきましては9,800万円になると推計をいたしております。

それから 2 点目の、賃金以外にということで、事務事業の見直しの中で補助金等、特に市民の方に大変迷惑をおかけするんじゃないかということで、職員もいろいろな、できることについては取り組みをやっていこうということで、以前からもいろんな取り組みをしていただいていたんですが、今回は、先ほど言いましたように、旅費、日当を、県内の日当についてはすべて返上と

いうことでございます。それから、県外等について4,500円という額であったんですが、県外の日帰り日当については2,000円というようなことで、この影響額は、はっきりはじいていませんが、大体1,500万円ぐらいの支給になるということで、この県内日当をすべて廃止した場合に約1,000万円ぐらいの削減になろうかと推計をしております。

それから、あと時間外勤務手当でございます。これはいろいろな問題がございますが、職員の方から、もう支給金額の50%を返上しようという同意をいただきました。これは大体5,000万円から5,500万円ぐらいの時間外勤務手当になりますが、影響額といたしましてはその2分の1ということで2,500万円程度ではなかろうかということでございます。

それから、この財源をどのように活用するかということでございますが癩癩済みません、それからもう一点、管理職手当を、今まで部長級が8%だったんですが、それを6%、それから課長が6%を4%ということで、大体400万円ぐらいの削減の推計をいたしております。

それと、この財源をどのようにということなんですが、もう何回も説明をしているように、18年度は基金を3億7,000万円、それから一般財源、繰り越し等一応5,000万を見込みながら、ようやく18年度の予算が立ったというような経緯でございます。そういうことで、今一般財源ベースで約7億ぐらいを減らさなければならないというようなことで、いろんな事務事業の見直しをやっている中の一環ということで、19年度の予算編成の財源にしたいというように考えています。

以上です。

議長(後藤 憲次君) いいですか。佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) 大変ほんと、財源が苦しい中で努力をされていることに敬意を表しますが、ちょっと市長に市政の問題でお聞きをします。昨日の同僚議員の答弁にもありましたが、行財政改革プランの先行してこういうレーンをすると、そういう話もありましたが、やはり職員の給料というのは生活給で、影響力がかなり大きいわけでございますから、どういう、ほんとに市長の真意を、今いかなる決意でこういうことをやられるのか、いま一度ちょっと聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) 市長。

市長(首藤 奉文君) 職員の給与をカットということにつきましては、それぞれ家庭を持ち、そういう状況の中での職員の給与5%カットということで、大変厳しい申し入れでありました。しかしながら、職員もこの4月から、昨年度からの財政状況というのを十分理解しておりまして、やむなしと、むしろそういうことであれば我々の方からも申し入れをしたいぐらいであったというような言葉もいただきました。それだけに私も、職員が癩癩我々もそうですけれども、職員と一体となって由布市を立て直していこうという、私は職員の熱意というふうに受けとめておりま

すし、一体となってやりましょうという言葉もいただいております。そういうことから、今後由 布市の建設に向けて、労使ともに力いっぱい頑張っていくという、そういう思いであることを期 待したいと思います。

議長(後藤 憲次君) 佐藤郁夫君。

議員(5番 佐藤 郁夫君) そのとおりだと思います。危機的財政を一日も早く脱却して、市民ニーズにこたえる、当然の結果だろうと思いますし、財政確立がやはり急務と思っていますから、その観点だけはきちっととらえて行っていただきたいと思いますし、特に、今、職員は年間給料7年連続削減になっておりますし、その上に5%カットですから、非常に生活が厳しい。また経済力も大変になっている。その影響がやはり消費等の低下になれば地域経済に悪影響を及ぼす。そういうことを思っていますから懸念されるわけでございますので、特に改革というのは本来組織に活力を与えるためのやはり改革と思っていますから、十分職場の士気高揚を図りながら、市民サービス向上に向けた改革をしていただきますようお願いいたします。終わります。

議長(後藤 憲次君) 通告による質疑は終わりましたが、ほかにありませんか。癩癩これで質 疑を終わります。

<u>日程第23.議案第78号</u>

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第23、議案第78号由布市障害者自立支援条例の制定についてを議題として、質疑を行います。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 条例を読んでみますと、タイトルが由布市障害者自立支援条例なんです。どういうふうな自立支援があるのかなと思ったら、第1条が、市が行う障害者自立支援ということで、中身は法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるということで、何も定まってないんです、中身が。自立支援に関することは。

特に支援制度ができて、要するにサービスを利用する人が多くなって、その財源が枯渇するようになって今回の1割負担というのが導入されて、その実態についてはもう大変な状況はきのうの一般質問の中でも同僚議員が指摘しました。そういう人たちのために何か市独自でやるという支援法かなと思ったら、第2条には、これは審査会の委員の設置。

早い話が、これはもう自立支援のためにきのう指摘されたようなことを救済するんじゃなくて、 由布市障害者自立支援審査会設置条例というのが適切な名称じゃないかと思うんですけれども、 準則でこういうふうに来ているんか、それとも独断と偏見でこういう名称にしたのか、そこ辺を お尋ねしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) はい、どうぞ。

福祉対策課長(立川 照夫君) 福祉対策課、立川でございます。議員さんの御指摘のとおり、

県よりの準則で流れてきたと。それを職員が今回条例提案をしたということでございます。

議長(後藤 憲次君) 西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) そんな不適切な指導する県に文句を言いたいんで、ぜひその準則 を私に下さい。直接行ってやかましく言いたいと思います。

それと、特にこれが、適用は18年4月1日から適用するということになって、その具体的な ものについては規則で定めるということで、もう既に準備をされているものだというふうに思い ます。それもあわせて、いただきたいんですけれども。

議長(後藤 憲次君) 福祉対策課長。

福祉対策課長(立川 照夫君) わかりました。後日お手元に届けます。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。癩癩これで質疑を終わります。

これで休憩をいたします。午後は13時、1時より再開をいたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長(後藤 憲次君) 再開いたします。

17番、利光議員より、班の葬儀のために、葬儀の時間だけ欠席届が出ておりますので、許可しております。

それから、午前中、西郡議員からの質問に対して、税務課長の答弁がありますので、税務課長、どうぞ。

税務課長(野中 正則君) 税務課長でございます。先ほど、連絡を受けまして、8番議員の御 質問の件についてお答えいたします。

その前に、私電話で受けましたんで、確認をしたいと思います。御質問の件に対しまして、承認第4号の農村工業導入法に基づくもので、省令の日にちと番号、それからこれに関する免除の影響力、それともう一点が、地方税法の改正の中で、市町村県民税が10%になった。それに対する影響力という3点でよろしゅうございますか。

じゃ、お答えいたします。承認第4号の省令につきましては、3月31日、総務省令第51号です。

影響につきましては、現在ヨーグルトン、挾間町地域にありますヨールグトンがこの適用を受けております。本年度までですが、ちなみに、課税の免除する税額が262万1,500円、262万1,500円が免除対象になっております。3年間で計算いたしますと786万4,500円が免除ということで、税金を納めなくていいということです。75%が交付税が返ってきます。残りの25ですか、25が市の方が払うという形になりますので、3年間で計算し

ますと、交付税で返ってくる金額が589万8,375円、市の負担が3年間で196万6,125円というふうになっております。

続きまして、地方税法の改正で、一律10%になるというお話でございます。これは国が今進めております三位一体改革の税源移譲を、要するに税源移譲を所得税の税額を変え、市町村県民税の税額を一律10%にして相殺をするという形でございます。ちなみに、現在、所得税は10%から37%の区分分けになっておりますが、来年からは5%から40%という区分になります。現在、4区分から、来年からは6区分に分かれます。その所得税が安くなった分を住民税を一律10%にしようということです。だから、基本的には所得税と市町村県民税、今両方とられております。それの合計額と、この率でいくと合計額が同じになります。

ただ、問題があるのが、この谷間におる人です。200万円以下と200万円を超える人については軽減の措置をするということでございます。ただ、今国から来ているのはこういうことでございまして、現実に今度は実務段階でどういうふうなことになるかは今から日々研究していきたいと思います。

以上でございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。(「私が質問したのは、定率減税が与えた影響力ということだったんです」と呼ぶ者あり)はっきりちょっとそんなら。立ってからはっきり。

議員(8番 西郡 均君) 現行7.5%の定率減税が2007年度に廃止ということで、その由布市における影響額がどのくらいかということをお願いします。

議長(後藤 憲次君) 税務課長。

税務課長(野中 正則君) 税務課長です。失礼しました。8番議員の御質問にお答えします。 確かに言われるように7.5、来年が全部全廃をします。大体今調定を行っているところです が、大体由布市においては1億円ぐらい調定額が上がるという見込みでございます。

以上です。

議長(後藤 憲次君) いいですか。

日程第24.議案第79号

議長(後藤 憲次君) それでは、日程24に入ります。議案第79号由布市長等の給与の特例 に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。癩癩質疑 なしと認めます。

日程第25.議案第80号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第25、議案第80号由布市湯布院町域における集会所及び

自治公民館施設等条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。 はい、どうぞ。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 19番ですが、内徳野の自治公民館をこの条例の中に位置づけるということなんですが、今までどういう扱いになっていたのかということをまず1点お尋ねします。

それから、その次の一部改正の新旧対照表のずっとめくったページに、由布市の石武農民研修センター以下5つの事例は、前回の農民研修施設としてあったやつをここに公民館として持ってきたものだと思うんですけれども、何かそういう、こういう一つ一つの手順がどうも整合性がないようにあるんですが、その辺もあわせて。

というのは、塚原の研修書あたりもこの公民館の中に入れるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その点、2点ほど。

議長(後藤 憲次君) 公民館長。

湯布院公民館長(佐藤 和利君) 公民館の佐藤です。内徳野の位置づけに関しましては、今まで自治区の自治公民館として設置されていたものが条例上になかったということで、今回の一部改正に上げた分です。

そして、新旧対照表にありますように、3月議会のときにそれぞれの集会所、自治公民館とそれから農民研修センターとそれぞれ名称を見やすいように整備をしたものです。それから、農民研修センター以下につきましては、それぞれ名称は農民研修センターでございますが、自治区のそれぞれ集会所として建設当時の補助金の関係で農民研修センターという名称を使っていたということで、3月議会のときに集会所、自治公民館施設として取り入れたという経緯からでございます。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) その経緯はわかるんですけれども、そういう二度手間というんですか、例えば市有財産に持ってきてもいいんじゃないかということです。公民館にして、そしてまた指定管理者制度に持っていこうという、そういう手順を踏むために3月に石武の農民研修センター等は公民館の中に入れたと思うんです。しかし、塚原の場合はそういう市有財産として今度払い下げるというようなやり方です。その辺の判断基準があるのかどうか、その辺を再度お尋ねします。

それから内徳野は今までどうなっちょったんですか。町有財産だった。公民館として今度新しく建設されたものじゃないと思うんです。その辺と。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 19番議員にお答えします。

湯布院のそれぞれの集会所が、当初は農業施設ということで条例の中にありました。これは本来、自治区として公民館的な要素を持つ集会所であります。単費を出さないために農林省のひもつきの補助金をいただいてそれぞれ公民館をつくったという背景があります。

旧挾間町の場合は、土地は地元が町に寄附をして、その上にその集会所を建てて、地元が運営をしていくという方法をとっておりました。湯布院地域は、どういうわけか地元の方におれなくして、すべて行政が丸抱えのままこういう状態でおったというのが1つ言えるわけでございます。

昨日の小林議員の質問にもありましたように、公民館の位置づけという点からしたときに、湯 布院町の手法があったんではなかろうかというふうに思います。旧挾間町、庄内町におきまして はそれぞれ自治区の責任において管理をしているというのが実態でございます。

議長(後藤 憲次君) 公民館長。

湯布院公民館長(佐藤 和利君) 内徳野の自治公民館は、旧湯布院町時代にそもそも川西地区公民館として建設いたしておりました。そして、平成9年に川西農村交流センターができまして、そのときに、3月議会でも川西の農村交流センター、いわゆる川西地区公民館の地番の訂正をしたわけなんですが、3月議会に当初は上げるはずだったんですが、今回の条例の一部改正の6月ということになったわけです。

経緯といたしましては、平成9年から内徳野自治公民館として市有財産でありました。 以上です。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 今、苦しい説明のようでありましたが、一応わかりました。

旧町、湯布院の時代は、公民館設置に関しましては、町が8割補助、地元が土地を提供、それで地元負担が2割というふうな、そういう建設に関する取り決めによって公民館が設立されたという経緯があるんですけれども、由布市においてもその事例を踏襲すると考えていいんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) 自治公民館につきましては、旧湯布院町のような8割市ということは考えておりません。自治公民館建設の補助金条例がありますので、それを適用して、由布市としてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) ちょっと外れてきよるんですけど、そういう設置条例というのは新しい公民館の由布市としての設置条例というのはいつ決まったんですか。

議長(後藤 憲次君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) 地方公民館、それと川西とか湯平公民館という市の管理、そして運営する公民館ですね。今ここに上がっております自治公民館、地区が運営する公民館ということで、庄内、挾間地域については自治公民館建設につきましては補助金制度があるということで、それを由布市には適用していくと、由布市の自治公民館建設補助金ということで、地区が建設する補助金につきましては癩癩自治区がする補助金につきましては、市がその条例によって補助をしていると。あくまでも自治の公民館は自治区で管理し、建設していくということであります。議長(後藤 憲次君) いいですか。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 質疑がちょっと変わってきよりますけど、この公民館の設置に関する条例が旧湯布院町にも適用されるということになると、これまで湯布院地域で公民館建設にかかわるやっぱり根本から違ってくると思うんで、その辺がどういう条件の中で市の公民館設置条例へと移行していったのか、その辺も後でまた詳しく教えていただきたいと思います。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。立川剛志君。

議員(3番 立川 剛志君) 3番、立川です。ちょっと確認なんですけれども、ここに上がっております由布市石武農民研修センター、これは名称はこれでよろしいでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 3番議員にお答えします。

この名称でよろしいと思います。

議長(後藤 憲次君) 立川剛志君。

議員(3番 立川 剛志君) 私の記憶では、石光じゃなかったかなと思うんですけれども、正式は石武なんですね。わかりました。

それと、ちょっと関連して、この集会所の名前も間違いないということでよろしいんですか。 石光集会所。

議長(後藤 憲次君) 公民館長。

湯布院公民館長(佐藤 和利君) 石光地区集会所と先ほど言いました由布市石武農民研修センターで正式名称。

議長(後藤 憲次君) 立川剛志君。

議員(3番 立川 剛志君) ちょっとこれ関連するかどうかわかりませんけれども、先般の市長の市政懇談会の中に、石武公民館ということで場所を書いていたんですよ。そういう場所があるのかなと思って今質問したわけです。というのが、私の地区の人が、石武と光永という自治区が公民館が一緒なんで、自治区が2つあるんですけれども、公民館は1本だということで、石光地区集会所ということでこれが載って、正式だということですけれども、市長の市政懇談会には

石武公民館って場所が書いてたんで、その場所はどこなんかなと思って、ちょっと名称の確認もいたしましたので、その辺は、ちょっとこの議題とは少し離れるかもしれませんけれども、お答えいただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) どうぞ。総合政策課長。

総合政策課長(野上 安一君) 総合政策課長です。議員から御指摘をいただいたとおりで、私 ども手違いがございまして、石武じゃなく石光公民館で市政懇談会を開催するということで、市 報の方にはそういうふうにしておりますけれども、今回石光地区集会所で行うということで御理 解を賜りたいと思います。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。癩癩これで質疑を終わります。

日程第26.議案第81号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第26、議案第81号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 議案第81号由布市市営住宅条例の一部改正についてで質疑します。この条例の今回の一部改正の内容を見ますと、市営住宅の中に入居することができる理由を拡大するためということと、もう一つは、庄内の武宮住宅を廃止するという2つのことを目的として一部改正をする議案として上がっておりますが、その武宮住宅を廃止するに当たっては、由布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例という由布市の条例を見ますと、特に重要な公の施設の廃止については出席議員3分の2以上の同意を得なければならないというふうに書いてあります。その中に、公営住宅も出席議員3分の2以上の議決が必要だというふうにありますが、今回、この入居できることができる人の拡大をするための議案と廃止するための議案を一緒にしてこういうふうに出すということは、3分の2以上の議決が必要な議案としては成り立たないんじゃないでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 今、小林議員の指摘されることは全くそのとおりだというふうに思っております。今回、廃止の項目をうたったものについては、既に事実上廃止されて更地となってございます。しかしながら、別表の中で武宮住宅ということが別表の中にうたい込まれておりますので、今回、その項目を削除したいということで上げたものでありまして、そこの点についてはおわびしたいと。その中でそういう更地になっている状況にあるということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) わかりました。内容はいい、もう更地になっているところを廃止すると。廃止するとなったらこの条例の別表から削除しなければいけないので、その手続をとることはいいんですけれども、廃止するためには3分の2以上の議決が必要だというふうに決められておりますので、それをするのであれば最初に、この武宮住宅の廃止議案だけを提案して、それの3分の2以上の議決が得られたときにこの別表から削除するという手続を踏まなければいけないと思うんですが、これは議案の提出し直しというようなことを含めて御検討すべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。1番議員にお答えします。

市の条例の中で由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の第3条の6に公営住宅がこの施設になるんじゃないかということでございます。自治法の244条の2の第2項の規定から、この市の条例ができているんですが、これが公の施設に条例上ではなっているんですけど、当たるかどうかということも含めて、少し検討させてください。そして、検討の結果についてはまたその手続をとりたいと思います。

議長(後藤 憲次君) いいですか。癩癩はい。以上で通告による質疑は終わりましたが、そのほかに。渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) 私は内容の方をちょっとお伺いしたいと思います。建設課長にお伺いします。

説明のときに、介護が必要になったときなどによることを説明されましたが、もう少し詳しく、その既存入居者または既存入居者と同居しているものの世帯構成及び心身の状況から見てに改めるとありますけれども、介護がどのくらいといいますか、これには幅があるのか。どのくらいの範囲なのか、もうちょっと詳しく、わかりやすく、できれば例を通して教えていただければありがたいです。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 御説明申し上げます。

心身の障害が生じた場合、いわゆる身障者の手帳ですね癩癩は1級から4級までの交付された方、あるいは福祉手帳の所持者で1級から3級までの方、それから配偶者から暴力を受けているとかいう方がおられた場合です。配偶者から暴力を受けているというような場合は婦人保護施設で保護されている方もしくは裁判所から保護命令が出されている方というふうに具体的に示されております。

これは、いわゆる同一世帯の中でそういう状況が生じたときに、そこの棟で空き家が出たときには優先的に市長の判断でその方をそこに入居させることができるという規定でございます。

公営住宅は原則として公募が原則でありますので、公募によらずに市長の判断でこういう事態が生じた場合は優先的に入居させることができるという項目、条例改正でございます。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) 済みません。もう一回お聞きしたいんですが、同一世帯の中でそういうことが起きたとき、今言われたんですが、同一世帯の中でそういうことが起きたときにはあいているところにも市長の許可が得られれば入居できるということですか。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 例えば1家族5名の方が1つの住宅に入られた場合、その中でどなたか心身の障害を受けて、別室といいますか、別なところで生活した方がほかの方の家族に対する負担が少なくて済むというようなことが生じた場合、あるいはそこから、嫁ぎ先から帰られて、1つの世帯の中で5人家族が7人家族になったと。そうした場合、狭いのでそういう保護を必要とする方について、世帯の人員が膨らんだということでそういう措置を、市長の判断でとれますよということでございます。

議長(後藤 憲次君) 渕野けさ子さん。

議員(9番 渕野けさ子君) そうすると、例えば身障の1級から4級、それから福祉手帳の1級から3級とありますが、例えば介護施設には入れないけれども、同一世帯の中で介護の必要、介護度1か2かわかりませんけれども、そういうもの、認定のときも認められるということには解釈にはなりませんか。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 現時点での条例では、はっきりした身障者手帳あるいは福祉手帳ということで、介護の1級、2級ということについてはうたっておりませんので、現時点では法の趣旨のとおりに運用したいというふうに考えております。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。癩癩田中真理子さん。

議員(16番 田中真理子君) 済みません。ちょっと1つ確認させてください。私の自治区の中にあると思うんですけど、由布市市営庶民住宅というのはどこの位置に当たりますか。今ちょっと初めてなんか庶民住宅という名前を聞いたんですけど。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 申しわけありません。まだそこまで把握していませんので、後ほど調べて御報告申し上げます。

議長(後藤 憲次君) よろしいですか。後から調べて……。どうぞ。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 以前住宅担当もしておりましたので。同尻の大橋を渡りまし

て、谷の東の山の方にずっと真っすぐ改良された県道を上っていきますと、もう一つ橋があろうかと思います。芝尾に渡るところ。あの左手の上に5戸だったと思いますけれども長屋の住宅がございます。3戸ですか。あそこが庶民住宅と言っていたと思います。(発言する者あり)

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。癩癩西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) ちょっと確認したいんですが、公営住宅法施行令一部改正というのがいつ行われて、施行令のそれの番号ですね。それを教えていただきたいんですが。何条に、何条が変わったのか、その分もお願いします。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 公営住宅法の施行令で、昨年の12月26日に制定されております。 議長(後藤 憲次君) いいですか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 関係条が何条なのかというのを教えてください。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) そこの条文までちょっと把握していませんので、後ほど調べて御報告申し上げます。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。癩癩これで質疑を終わります。

日程第27.議案第82号

日程第28.議案第83号

日程第29.議案第84号

日程第30.議案第85号

日程第31.議案第86号

日程第32.議案第87号

日程第33.議案第88号

日程第34.議案第89号

日程第35.議案第90号

日程第36.議案第91号

<u>日程第37.議案第92号</u>

日程第38.議案第93号

日程第39.議案第94号

<u>日程第40.議案第95号</u>

日程第41.議案第96号

日程第42.議案第97号

日程第43.議案第98号

日程第44.議案第99号

日程第45.議案第100号

日程第46.議案第101号

日程第47.議案第102号

日程第48.議案第103号

日程第49.議案第104号

日程第50.議案第105号

<u>日程第51.議案第107号</u>

日程第52.議案第108号

日程第53.議案第109号

日程第54.議案第110号

日程第55.議案第111号

日程第56.議案第112号

日程第57.議案第113号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第27、議案第82号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから、日程第57、議案第113号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定についてまでの31件の議案につきましては、由布市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するための議案であり、同一理由のため、一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。 1 番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 最初にちょっと議長にお願いなんですけど、これ31軒一括して 質疑を受けるということなんですが、私この31件の中でいろいろお聞きしたいことそれぞれあ るものですから、質疑の回数を3回に限らず、必要に応じて認めていただきたいんですが。

議長(後藤 憲次君) はい、結構です。

議員(1番 小林華弥子君) ありがとうございます。では、この31軒全部に共通することでまず御質問しますが、指定管理者を指定するための議案が出ておりますが、余りにもこれ議案としての資料が少な過ぎると。これだけではまるで審議ができないと思います。少なくとも前回、由布市議会になってからほのぼのプラザの指定管理者を指定する議案が出たと思いますが、そのときですら添付資料として選定委員会の選定のかかわる報告書やその申請書、収支計画書、事業計画書、そういうものが全部添付されて、また仕様書もあったと思いますが、そういうものを見ないとこの指定管理者の名前だけを見て審議しろというのは余りに無謀だと思うんですが、そこら辺の資料の配付はいかがでしょうか。

議長(後藤 憲次君) はい、どうぞ。行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 1番議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおりで、これではなかなか審議できないと思っております。前回のように、仕様書等、そういったものについて、各常任委員会におきまして詳しく説明をいたしたいと思っておりました。さらに、その資料につきましては全議員さんにお配りをして、わかるようにしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 最初に話しておいていただきたかったと思います。

その82号以降なんですが、自治公民館、湯布院の自治公民館のことについてお伺いします。 きのうの一般質問の続きというような状況になって申し訳ないんですが、きのう一般質問の中で、 湯布院町地域における自治公民館がみんな行政財産になっていると。だから今回指定管理者制度 に移行させるこの手続が行われているということだったんですが、なぜ湯布院町の公民館だけが 行政財産になっているかの説明をさせていただきました。そこで、そういう社会的背景、歴史的 背景、当時の湯布院の初代町長の施政方針で、社会教育施設として位置づけたと。その考え方を 今後この由布市の公民館としてはどういうふうに維持していかれるか、今後も行政財産として持っていくというふうに考えられるのかどうかというところをまず市長お伺いします。

議長(後藤 憲次君) 市長。

市長(首藤 奉文君) 指定管理者の指定して管理していただくということでありますが、公民館、それは由布市の財産としては指定管理者に一応管理をしてもらうということであります。そういうことと、それから社会教育推進の公民館であったという湯布院でありますけれども、他の2町につきましては町民癩癩市民の町民の交流の場とかそういういろんな研修の場とかいろんなところがあったと思いますけれども、今度は、社会教育はもちろんですけれども、そういうことも含めて地域住民の交流の場、そしてまた社会教育やいろんな研修の場にしていきたい。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) きのうの最初の御答弁の中で、今後、挾間、庄内と同様にこの自治公民館も地元へ財産を移管したいというふうな御答弁の言葉があったと思うんですけれども、ということは、これは将来的に地元へ無償売却をする予定だということで受け取ってよろしいでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) 当面、28年3月31日までは市の所有としていきたいと。その間、 旧3町のこともありますので、整合性を持っていきたいと思っております。

以上であります。

議長(後藤 憲次君) 1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) いや、もうはっきり言っていただいた方がいいと思うんですけど、 きのう市長の御答弁で挾間、庄内と同様に地元へ財産を移管したいと言われましたよね。このこ とは、要は挾間、庄内と同様に地元に所有権を移すということをしたいという意味でしょうか。 議長(後藤 憲次君) 教育次長。

教育次長(後藤 哲三君) 挾間と庄内のように自治区にお任せするという方向に28年3月 31日以降は、そのように検討してまいりたいと思っております。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) その管理を委託するんじゃなくて、その財産を移管したいという ことを前提としていると。

これは市長にもなんですけれども、そうすると、きのう言ったような湯布院町のときの歴史的背景、政治的背景、で社会教育施設として設置したということではなくて、もはや、もうそういう役目が終わったから、今後はそういう施設ではなく、挾間、庄内の自治公民館と同じような位置づけで、こういう行政財産としては持たないのだという方向性ならそういう方向性だということをはっきり示していただく必要があると思うんですが、そこ、ぜひ市長に答えていただきたいんですけれども、市長としてこれをどう考えられるのかということをお願いします。

議長(後藤 憲次君) 市長。

市長(首藤 奉文君) きのうのお話の中で、前々、前町長が公民館を建てたと。社会教育の推進を進めていったということで、当時そういう赤線状況になりかねないというようなそういう発想があって、町民に対して社会教育の推進が大事だという方向で進められてこられたというふうに聞いておりますけれども、現在はそういうことも一応ないというふうに判断しておりますし、そういう社会教育の推進は3町とも癩癩旧3町とも同じような形で進めていくと。特別に湯布院だけそういう状況の中で社会教育を進めるということは考えておりません。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) それでは、これを今回指定管理者制度に移行するときに、そういう前提があるのであれば、各自治区にそういうことを、そういう方針を説明されているのかどうか。10年間は指定管理者制度で行政財産として持って、管理委託だけを指定管理者制度でお願いしますけれども、その期間が終わったら地元に無償売却して地元のものにしていただきたいというふうな説明を行っていますでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 公民館長。

湯布院公民館長(佐藤 和利君) 湯布院公民館の佐藤です。そこまではまだ言っておりません。 一応10年以内という説明はしております。 議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) これぜひ早い段階からやっておかなければいけないと思います。本当はこの指定管理者の説明を、きのうどういうふうにしましたかというふうに聞きましたら、自治委員さんたちを一堂に会して説明をしたという御説明がありました。そのときに、基本的にこういう将来的に地元にお任せしたいんだと、財産権を移したいんだという前提があれば、まずそれを先に説明しておかないと、地元の人たちの今回の指定管理者を受ける理解度が全く違うと思うんです。それは早いうちに、この指定を、むしろそれをまだ説明していないんだったらまだ指定すべきじゃないというふうに思うんですが、その早い段階で説明をしていただきたいということ。

もう一つは、それぞれの建物の状況をどういうふうに調査していますかというふうにきのう質問しましたら、していますということだったんですが、例えば今後10年間、その指定管理者制度で管理を委託をしている間に老朽化が心配されたり改築やあるいは場合によっては建てかえが必要な施設もあるかと思うんですが、そういうのは具体的にどういうふうに調べられているんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 公民館長。

湯布院公民館長(佐藤 和利君) 湯布院公民館の佐藤です。今まで、旧湯布院町の場合には指定管理する前に委託管理契約というのを5年契約で更新してきたところでございます。また、今度指定管理の協定書を結ぶに当たりまして、また各個々の集会所、自治公民館と協定書を結ぶまでには話し合いはしたいと思っております。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 済みません。もうあと三、四点です。

今回出されている自治公民館、19件ほどあると思うんですが、これのうち、もう築25年以上たっているものが8件ぐらいあるというふうに私は聞いております。また、20年以上たっているものでも4件あると。こうなると、当然修繕とか、場合によっては一部改築、どうしても必要になってくると思います。そのときの費用負担についてなんですが、これは制度そのものについての質問になるかもしれないんですが、そういうときの費用負担はどういうふうに定義されているんでしょうか。それも1件1件これから協議するんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。1番議員さんにお答えします。

各施設ごとの状況等については私把握をしておりませんが、この指定管理、さらに町有財産について今後どうするかという基本的なことだけお話しします。

先ほど市長が言いましたように、挾間、庄内につきましては、各自治区ごとに癩癩先ほど補助

金の額が出ていたんですけど、600万円を限度としてそれぞれの自治区で町の補助金をいただきながら、自治区で建設をしてきた経緯があります。湯布院が、先ほどから説明していますように、いろんな経緯で町の財産になっていたということで、基本的には、もう自分たちの自治区の建物についてはもう自治区で管理をしていただくということで、指定管理が10年間になっていますけど、早急に挾間、湯布院方式で各自治区に引き受けてもらうというような今考えです。

そして、土地については、挾間の場合も、庄内も同じだと思うんですけど、町有財産としてそのまま残っています。挾間の場合しかあれがないんですけど、挾間も合併前にこの自治区の公民館について湯布院と同じような建物があったんですけど、それを払い下げをいたしました。その時点では、原状で引き取っていただくということで、修繕等は余り行わないままにしました。そういうことも含んで、今から早急に各自治区と話をしていきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) そういうことがきちんと決まってない状況でもう指定してしまう というのは私大変地元にとっても不安材料が大きいと思うんです。

確認なんですが、由布市の自治公民館整備補助交付規則、工事費600万円までは工事費の2分の1補助、それ以上については上限600万円という、これは行政財産じゃなくて、挾間や庄内にある、地元が持っている公民館を新築改築したいときにこういう補助金を出しますよということで、湯布院町にある公民館は今行政財産になっていますから、それの修理、改善、改築などをする場合はこういう補助金ではなくて、市あるいは管理者との契約の中でやるべきなのではないかと思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 1番議員にお答えします。

公民館の建設の補助につきましては、今の考え方でいいと思います。この今回指定管理をする 湯布院の公民館につきましては、先ほど言いましたように、基本的にはもうやはりその自治区の 財産として、そして自治区のためにある建物ですから、やはり自分たちで修繕をしながら、挾間 と庄内方式でしか、今の財政状況の中ではもうやれないんじゃないかというぐあいに考えていま す。それで、払い下げをする時点でどういう条件が出てくるかわかりませんが、基本的には現状 で払い下げるというような形です。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 古いものでもう築27年の木造住宅の自治公民館も入っているんです。今度10年と言わず、必要だったら多分二、三年以内には現状を見ていただければ改築や修繕、あるいは建てかえが必要になってくる状況にあるものもあると思うんです。

それで、今の御説明ですと、指定管理者制度に出していて、行政財産であっても、自治公民館

の改築などは挾間、庄内方式と同じように地元でやっていただく。ということは、指定管理者制度に出していても、逆に言えばこっちの補助交付金を出すということなんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 1番議員にお答えします。

その公民館が自治区のものになったときにその条例が適用されると思います。挾間の中にも、もう築40年以上、50年以上たったところが三、四カ所あります。そういうところにつきましては、その条例を適用して、最高限度額600万円の補助金を出しながら、自治区があと足らない分は出すというような方式になってくるかと思います。だから、先ほど言いましたように、指定管理の間は市の財産ですから、その辺は自治区との話し合いに寄らざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 私が心配しているのはそこの部分なんです。指定管理の間はそれぞれの自治区と協議をして、その改築や建てかえにかしては協議をしなければいけない。それを今早い段階で事前にきちんと1件1件当たっておかないと、あと10年間は建てかえもなにも要らない公民館もあれば、二、三年のうちにやらなきゃいけない公民館もそれぞれあるわけですから、そういう一つ一つの公民館の状況にあわせた協議をして、それを仕様書に盛り込んで、それを議会に出していただかないと、今から話します、とりあえず指定だけしてくださいという指定した後に地元との話し合いでうまくいかないなんていうトラブルが続出することが大いに予想されると思うんです。そういう意味で、私はもっと丁寧な説明と綿密な協議をしてからでないとこの指定をすべきではないと思います。

今回、まだこの状況では私は指定をする段階ではないかと思うんですが、なぜ今回その指定管理者を導入しているかというと、9月末までに制度を導入、急ぐ必要があるといいましたけれども、最初の西郡議員の一般質問ですか、9月までに導入しなくても罰則規定はあるのかと言ったときに、ないという行革室長のお答えがありました。罰則規定がないからやらなくてもいいということではなくて、逆に、別の手だてで、先ほどの議案もそうなんですけど、これを行政財産ではなくて、いわゆる普通財産にしておけば指定管理者制度を導入しなくてもこのまま置いておける、やっておけるんではないかと思いますが、しばらく地元とじっくり協議ができるまでは、9月に間に合わなくてもいいから普通財産にして、そういう綿密な契約行為を結んでからというような手だては考えられないでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 先ほどの罰則規定云々というのは議員御説のとおりで、あろうがなかろうが法律に決められたとおりにしたいということで今回も諮っていることでございま

す。

さらに、この自治公民館につきましては、指定管理者制度と言いながらも、ほかの団体等に管理委託するものではないというふうに考えております。特に地域の住民の皆さんに直接関係のある自治公民館ですので、ほかの団体等に管理を委託するというのはもうとても考えられないというようなことから、今までどおりそれぞれの自治区にお願いをするのが当然であるといいますか、そういった観点で、この公民館につきましては今回指定管理の指定で議案として9月までに間に合わせたいということでお願いをしているところでございます。

議員が御指摘のとおり、施設の改修とか修繕等につきましては、仕様書の中に()分担とか書いておりますけれども、特に公民館については議員御承知のとおりで、いろんなことが想定されますけれども、その辺は今までと同じように、市と自治区と協議をしながら対応をしていくというふうに説明に申し上げておりますし、その辺は自治区と十分協議しながら、今後も管理をお願いをしたいというふうに考えております。

ちょっとお答えにならなかったかと思いますけれども、そういうことで、今回も一番大きなものは自治区の方に管理をお願いするのが一番いいんではないかということで議案の提出をしたわけでございます。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 何回も申しわけない。最後にしますけれども、これから協議ではなくて、そういうことを事前に協議し終わった上で指定管理者の契約を結ばなければいけないということだと思うんです。そのために、私は何も自治公民館を指定管理者に出すなと言っているわけじゃないんです。出して、当然地元の自治区に指定管理者を指定するのも結構ですけれども、そのためにもうちょっと綿密な協議をしておけと。そのためには9月までには間に合わせなくても、普通財産にしておけばその協議の時間がとれるのだから、協議が終わった段階で管理者に出せばいいというので、その手続がとれるのかどうか。

それから、具体的に前回、指定管理者制度を導入できる条例をつくっておきながら今回指定をしていない施設が幾つかあります。湯平の方の公民館は入っていません。どうしてかと担当者に聞きましたら、実際に湯平では話を聞いたけど、まだ自治委員さんだけの判断では協議できないから、地元で総会を開いてみんなで相談するんだと言っておりました。だから今回上がっていないんだというようなことを聞きました。私はこれが当然だと思います。

できれば全自治区でそれぞれ自治委員さんだけに了解を得るんではなくて、地元で総会や理事会を開いて地元の人たちと協議をして、将来地元に売却することが前提で、その間指定管理者制度になって、指定管理者の間には改築や費用の負担はこうなるんだというすべてのことが納得した上で指定をすべきだと思うんですが、そういう意味でこれもう一度時間をかけて普通財産に置

いてでも、時間をかけてやり直すというようなお考えはありませんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) その点についてはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。1番議員にお答えします。

先ほど室長が何度もお答えいたしましたように、この公民館についてはもう普通の指定管理とちょっと違うというぐあいに考えています。やはりその自治区にしかもう指定管理を指定することができないし、やはり自治区以外に受けるべきではないというぐあいに判断しています。そういうことで今回、先ほどからいろんな御指摘をいただいています。そのことにつきましては早急に自治区と話を進めながら、いろんな問題点については解決をしていきたいというぐあいに思っています。

それで、私たちもやはり法の中でいろいろ仕事をしておりますので、9月までにぜひこの指定 管理は通していただきたいということで、ぜひお願いいたします。

議長(後藤 憲次君) いいですか。癩癩はい。次に、12番、藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 12番、藤柴です。関連項目を含めまして3点ほど質問をいたします。

まず1点目が、今回の指定管理者の指定の期間です。これが正式にいうと3年6カ月、それと9年6カ月と、さまざまな期間の設定をされています。特に、ちなみに、例を挙げますと、社会福祉センター関係の指定管理者は3年6カ月、それから公民館関係が9年6カ月、それからかぐらちゃやあたりも3年6カ月、それから茅場老人憩いの家は、これもちなみに9年6カ月というように、期間がばらばらなんです。

私が最初認識したのは、期間は大体おおむね4年という、そういうことで私認識しているんですが、この区分をした根拠、根拠はどういうところにその区分分けをした根拠があるのか、それをまず1点お伺いしたい。

それからもう一点は、議案第85号、86号、これ関連をしておりますので一緒に一括して言いたいんですが、85号の庄内農産物加工センターと86号のかぐらちゃや、これの指定管理者の今度の指定についてですけれども、これ管理者と十分に協議がなされているんだろうか。私が聞くところによりますと、無理やりに加工センターとかぐらちゃやをセットにしたような働きかけといいますか、協議ですか、そういう節が見られるということで、強引に、何がなんでも加工センターだけでは受け手がないから、かぐらちゃやとセットにして受けてくれんかというような話をちらほら聞きました。それが事実なのかどうなのか。それで協議が十分つくられているのか。

そこら辺が2点目。

それから、3点目はこれ関連になるんですけれども、今回、当然公募で3施設公募で出したということが、1カ月前になると思うんですけど大分合同新聞に大きく報道されました。それは、ミコトピア、いわゆるほのぼの温泉、それと口の原公園、それから陣屋の村、これを統合して採用すれば約1,000万円の財政の効果があるというようなことを大きく見出しで載せておられました。

というのにかかわらず、今回これが指定に上がっていないということは、もちろん公募ですから応募がなかったか、それとも協議が整ってないのか、それをそこら辺はわかりませんから、そこら辺を説明、経緯といいますか、進捗状況、ここら辺の話を聞かせていただきたい。この3点ほどお願いいたします。

議長(後藤 憲次君) 行財政改革室長。

行財政改革室長(相馬 尊重君) 御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の指定期間についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、指定管理の事務要項というものを定めまして、この管理につきましては、原則4年間というふうにいたしております。その中でも、特に自治公民館としての設置目的にかかわる部分、今回もお願いしておりますけれども、その部分につきましては、設置条例の改正の際に、特にこういう施設については短期間で管理を変えるべきではないんではないかという観点から、10年以内で指定できるという条項を設置条例の中に1項設けさせていただきました。そういったものについては、今回9年何カ月という、原則10年ということでしております。

それと、3点目の公募した施設の状況でございますけれども、公募期間が4月の17日から5月の17日、1カ月間の公募期間でございました。それで、公募が終わりまして選定委員会等を開催いたすまでの時間的な経緯等もございまして、選定委員会が6月の6日の日に開くことができました。そういったことで、まだまだ申請者と最終的な候補者との最終的な協議がまだ整っておりませんので、今議会の初日の提案までには間に合わなかったということでございます。今現在、最終的な協議を行っているところでございます。

それと、かぐらちゃやと口の原の公園につきましては、公募を行いましたけれども、申請者がなかったということで癩癩ごめんなさい、かぐらちゃやじゃなくてミコトピアと口の原でございます。済みません。今後の管理方針については、対応等を含めまして今区検討している段階でございます。

議長(後藤 憲次君) 藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 公募の、今口の原とミコトピアが公募の応募がなかったという ことですけど、あれだけ新聞紙上に載せながら、それが公募がなかったと。どういうような公募 の仕方をしたのか、どういう団体、あるいはまたそういう法人等々ですけれども、どういうようなやり方をして努力をしたのか、そこら辺もう一回答弁をお願いいたします。ただなかったじゃ済まされません。

議長(後藤 憲次君) 庄内振興局長。

庄内振興局長(大久保眞一君) 庄内振興局長です。口の原とほのぼの温泉については、公募したが応募がなかったということでございますが、口の原につきましては、募集期間に3者あるいは3団体といった方がいいのかもしれませんが、3者からその資料をいただきたいということで来ました。現地説明会には2団体が来たわけでありますが、応募はしなかったと。これはやはり、私ども経過の考査ということで検討したんですが、原則、委託料については今回は自主運営と、収入にもって維持管理を行うということが原則でしておりましたので、やはり収支が合わないということで応募者がなかったというふうに見ております。

それから、ミコトピアについては、応募期間に6者あるいは6団体の方から問い合わせがありました。現地説明会につきましては5者の方が現地説明会に参加をされたわけでありますが、これも結果的に1者も応募する方がなかったと。これについてはやはり、管理経費が収入経費を上回るということが大きな要因であったろうというふうに思っております。

今後、その辺を議論しながらこれから指定管理については検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 藤柴議員の質問にお答えいたします。

庄内農産加工センターと特産品販売所かぐらちゃやの件でございます。本来、この2つの施設は、製造したものをかぐらちゃやで売るという当初の計画に基づいて、原点に返ってとらえてまいりました。かぐらちゃやにつきましては、過去に何回となく経営者が変わってきまして、今日、かぐらちゃやグループが委託を受けて運営をしているわけなんですけれども、5年になります。年々実績を上げてきておりまして、ほぼひとり立ちをしたという位置にあります。本来の原点に返ったときのことを考えながらかぐらちゃやグループの皆さんと協議をしてまいりました。

加工センターは今までは、もういろんな方々が加工センターで加工をしておったわけなんですけれども、器具等の扱いがほんとにマニュアルどおりに使われてなくして、早くその器具が傷んだとか、そういうものが見受けられております。かぐらちゃやグループの皆さんと、加工も含めてしっかりやってみらないかというアプローチをいたしました。何回となく話を重ねるうちに、かぐらちゃやも加工センターももう少しメンバーをふやして頑張ってみろうということで、おおむねの加工品につきましても目標が立っているわけでございまして、かぐらちゃやグループが可

能な限り指定を受けて挑戦をしようということでございます。

無理やり押しつけたということではございません。数回以上協議を重ねた結果、かぐらちゃや グループが指定を受けてやるということに決定をしたということでございます。

議長(後藤 憲次君) 藤柴厚才君。

議員(12番 藤柴 厚才君) 私が一番心配するのは、そういう協議を重ねているのは十分わかるんですけれども、要するに指定管理者に指定されるものがほんとに、そのグループが納得してやらないと、結局一生懸命議論したけれども、協定が結ばれなかったということになると、やっぱりこの指定管理者そのもののいろんな波及効果も出てきます。やっぱり一回取り上げたら、それを指定をさせるための協定を結ばれればやはりきちっと皆さんの意見を聞いて、そして納得して受けてもらうという形をぜひともとっていただきたい。これで質問を終わります。

議長(後藤 憲次君) 以上で、通告による質疑を終わりましたが、ほかにありませんか。三重 野精二君。

議員(22番 三重野精二君) 一、二お伺いいたします。

まず、指定管理が、公募したがなかったという件につきまして、ちょっとお伺いをしたいんですが、このうちほのぼのプラザについて、説明会に参加をした地元の企業であります。私方に見えまして、こんな指定の管理の仕方であれば、少なくとも由布市においてはそんなものを受ける人はまずないだろうというようなお言葉であります。

内容を聞いてみますと、現在、温泉が料金を何ぼで入れておる。そこで陶芸教室で電気代が、かまが2つ置かれて、これも電気代が月々何ぼ要っておる。そういうもろもろの現在までのものを出して、これは一切金をとることは相ならん。陶芸教室は今まであったんだから、当然これはもう相手からもらうわけにはいかない。ふろも、経営がどんなにできなくても、少なくともその入浴料を上げることは一切まかりならん。そういう条例に基づいてのことだという説明だそうであります。

指定管理というのは、少なくとも行政が持ってそういう形で重荷になる。だからほんとにそういうことに秀でた人たちにお願いをして、行政でできない分野をカバーをしながらひとり立ちができるようにするというのが私は大きな目的だと思うんです。にもかかわらず、そのような説明をだれがしたんか知りませんけれども、そのようなことをここ課長あたりもおると思いますが、やるとするならば、これは先ほど藤柴議員も言われていましたように、ほんの形だけで、そこに働く、まだ現在職員もおると思います。そういうものの立場を切らないためにそんなことを言いよるのかどうかということは非常に民間から見ますと、非常にこれは問題の発言であるというふうに思います。

それを今そういう値段でいかれないから、ほかの人に何とかやってくれんかというのに、今の

ものを必ず守れと。それで、ほんなら何をやりゃ、そんなことができるんなら行政がすりゃいいんですよ。行政ができないからゆだねるということになったら、そのような条件をつけるということは、これは私はもってのほかだと思うんですが、その真意をぜひとも聞かせてほしいと。これははっきりと言った人がそれに参加した人の話でありますので、私は聞いたとおりのことを申し上げております。

それともう一つ、先ほどちょっとかぐらちゃやの件について、課長は今やっとひとり立ちができそうな状況にあるというようなことを言われましたけれども、それともう一つは、加工センターでつくったものを必ず向こうで売るという、そういう昔からセットであるというような発言をされた。これは大いにそれはもうまるで違うんでありまして、加工センターなるものは、これは庄内で加工、庄内の特産品、新開発、新しい商品を開発をするためにできたのが、これは物をつくって売るという目的じゃないんですよ、これは。全くそこらの認識が、課長、あなたにはない。

もう少しほんとにちゃんと調べて、どういう趣旨でこのものが成り立ったかといいますと、これは行政が金をつぎ込んででもその地域の特産を開発をせよというのが加工センターの趣旨なんです。それを、あんたどこで聞いたかしらんけど、聞いたとするならだれから聞いたんか、ちょっとお答えをいただきたい。

だから、そんなものをセットにしてするということは間違ったことであります。

それと、もう一つは、ひとり立ちができるとあんたは言うけれども、このうちも浄化槽、これを昨年でしたか、たしか400万かぐらいをかけて、これは町がかけてそれをつくってやる。その前はクーラーが悪い、何が悪い。それだけのものを行政がつぎ込んで、それで何がひとり立ちができるようになったんですか。そんなものまで、ほんなら今後一切かぐらちゃやについては、あんた方は行政としてはまるまる、そんなものは一切何も出さない。そういう中で彼らが運営ができるということが、これがまさしく、今言われるひとり立ちなんです。そこまで踏まえて、あんたは今ひとり立ちができるような状況に今なりつつあるとかなったとかいうようなことですが、そこの認識の違いを少し。

これはもう正しい認識のもとで、皆さん、かぐらちゃやについては庄内のことですので、ほかのやっぱり地域の議員さん知らんと思うんです。だから、ほんとに正確なものを皆さんに理解をしてもらった上での審議でないと、そんないいかげんな提案をされては皆さんが戸惑うと思いますので、再度正確にお答えをいただきたい。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 三重野議員にお答えいたします。

私がそれぞれ庄内の職員もうちの課にもおりますし、そういう話を農協の方からも聞いたわけ

なんですけれども、まずこのかぐらちゃやと加工センターは、庄内地域の経済を発展させるため に農協が事業主体でこれを運営するということで、構造改善事業の補助制度にのってこれを立ち 上げたというふうに聞き及んでおります。でありまして、過去に庄内地域におきましては梨ジャムだとかいろんなものを別府大学の方に委託をしながら開発をしてきたということは私どももと らえております。最近におきましては、さわやか農協で焼酎をつくったということも聞き及んでおります。

そういうことでございまして、本来、原点に返ってもう一回これをとらえ直していく必要があるというふうに思っております。

もう一つは、加工センターじゃなくて、かぐらちゃやグループがひとり立ちができたというのは、過去5年間地道に経営をやってきております。今年度も黒字が出ているわけでありまして、かぐらちゃやだけとらえれば黒字経営であるということをグループ員からも聞いておりますし、このあいだの役員会の中でもそういう話も聞き及んでおります。

でありますので、再度私の方も調査をしまして、どちらが正しいのかというのも含めまして調査をしてみたいというふうに思います。

私が聞いている限りはそういう範囲で聞いておりますものですから、今までかぐらちゃやの皆 さんと御相談を申し上げてきたということがあります。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 三重野精二君。

議員(22番 三重野精二君) どちらが正しいかをあんた今言われましたね。ちょっといいか げんにしてくれんと困るな。あのね、今あなたは農協が事業主体、それで云々と。全く違うんで すよ。事業主体は町なんです。町がこれをつくって農協に結局その運営をゆだねた。ところが、 その農協ができないで、今度は町に返してきた、返してきたから町が今の人にゆだねた。根本的 にあんたは課長としてもう少し、ほんとに真剣になって物事を判断をするのと、少し勉強して、 そんないいかげんなことを言ってもらっちゃ困る。

そのことと、もう一つは、私が今ひとり立ちというのは、自分たちでそういう、ほんとにすべての経費を。そうでしょうが、家が傷んだら行政にさせ、浄化槽が悪けりゃ400万円、何百万という金をその都度つぎ込んで、それで黒字になるんやったらそりゃだれでもします、そんなことは。そうじゃないんです。そこに係る必要経費を、すべてをその中でやって、なおかつ黒字というのがあんたの言われる黒字というんです。それは、今それだけの助成を受けながら出たものを、何を根拠にあなたは黒字ちゅうんですか。黒字なんかいうのは、そういうやっぱり民間のそういう仕事に対する黒字とか赤字とかいう問題は、もう少し経営感覚をあんたは持って事に当たらにゃ、そんないいかげんな判断で事をするから私はそういう問題が一つ一つ解決がいかないと

思います。だから私が言った行政が受けたものであるか農協が受けたものか、そこいらも根本的に少し勉強し直して、皆さんに正しい答えを私は出し、言った上での判断をしてほしいと思います。

もうあんたの答弁は結構でありますので。もう一つの件について。

議長(後藤 憲次君) 庄内振興局長。

庄内振興局長(大久保眞一君) 庄内振興局長です。先ほどの三重野議員の御質問でございますが、確かに私どももそういうふうに、議員の御指摘のとおりだろうというふうに思っております。ミコトピアにつきましては、その中に施設がほのぼの温泉館、それからほのぼの工芸館、それからほのぼの高齢者館という3つの施設を一緒に今度ミコトピアとして公募に出したということで、ほのぼの温泉館についてはほぼ収支は均衡しているということで、これだけを公募すれば多分指定管理者として応募者があったんであろうというふうに私どもは見ております。

しかしながら、工芸館と高齢者館については、やはり、これはなかなか収入を生む施設ではございません。どちらかというと社会教育に関する部分の事業が多うございますから、その部分から収入を得るというのは大変困難な施設であります。これを一緒に公募に出したということで応募者がなかったというふうに私は見ております。

ただ、今度の公募につきましては、すべての公募の施設について管理委託料を支払わないという原則の中で公募をしておりますので、私どももこの部分には大変厳しい状況にあるということはわかりつつも、公募に出したという経緯がございます。

ただ、民間のノウハウによりましていろんな経営の形態の中で、こういう部分がどういう経営をすることによって採算が合うのか、そういう部分をみたいというふうにも私ども多分にあったということも事実でございます。

以上です。

議長(後藤 憲次君) いいですか。癩癩ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 19番。82号、83号ですね。この指定管理者の選定についてというのに、管理者が社会福祉法人の社会福祉協議会会長首藤奉文という形で出されておるんですが、これは3月の折に、ほのぼのプラザでしたか、同じような社会福祉協議会の指定管理に関する問題で、市長自身に兼務はおかしいんじゃないかという質問に対しまして、近々のうちに適当な人を選出をするというお話を承っております。そうした中にもかかわりませず、82号、83号と、社会福祉協議会会長首藤奉文で指定管理者としての名前が上がっているということは、これはどういうことかということがまず1点。

それから84号です。この休暇村は奥江の郷という部分と認識をしております。これは、過去に我々が指定管理を旧町時代にありました国民宿舎同様の、営利をある程度上げられる施設でご

ざいます。これの選定に関しまして、どのような選定基準を持って指定管理者としたのか、その 辺もお聞きしたいということと、でき得れば癩癩でき得ればじゃない。この日野氏に来て決意表 明を、やはりこの議会の中でこのセンターを、奥江の郷をこういう決意の中で運営いたしますと いうような、こういう場をやはり私は設定してほしいと思います。

それから、あともう一点は、湯布院地区の集会所の件が皆指定管理者になってきておりますが、 それは今現在の自治委員さんが管理者になっている。自治委員の任期は少なくとも1年、長くて も2年という中で、自治委員さんが交代するわけです。そうした中で、現在の自治委員さんとの 契約でこれが有効なのかということ、このまず3点をお尋ねをしたい。

議長(後藤 憲次君) 市長。

市長(首藤 奉文君) 前回の議会のときに、そういうことで、市長と協議会の名前が重複していると、同じということで、おかしいじゃないかということがありましたけれども、その点については法的には問題はないわけでありますけれども、この点についてはやっぱり考慮していかなくちゃいけないというふうに考えております。

と同時に、私も社協の会長についてはできるだけ早い時期にやりたいと思いますけれども、現 状の中では包括支援センター等々、あれ3地域の社協のいろんな問題がございまして、今の状況 の中でちょっとそういう状況ではないということをお話をしておきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 産業建設部長です。まず、自治委員との契約、指定管理を委託 するということなんですが、自治委員、任期は各町1年のところもあれば2年というところもご ざいます。契約時の自治委員さんであれば3年であれ10年であれ有効と認識しておりますので、 御理解いただきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 吉村議員にお答えいたします。

長期滞在型奥江の休養村センターのことでございます。まず、この施設ができた背景を申し上げますと、農家民宿という位置づけの中から国の助成をいただきまして、3戸の農家がこれに取り組もうという意思表示がございました。本来、その3戸の農家の方が土地を購入をして町の方に土地を提供して、建物だけをつくっていただいた。そして、中のトイレであるとか厨房器具だとか、そういうもろもろのものはすべて奥江の日野さんほか2名の方で調達をしてつくり上げていったというふうに聞いております。

そういうことから、指定管理者につきましては、今まで委託をしている日野さんを代表者とする皆さんに指定管理をしていただくということが一番いいのかなというふうに思っております。

なお、この施設につきましては、例えば陣屋の村だとかハーベストファームだとか、そういう

ものとほぼ構造改善事業の中では同じ指定であろうかと思います。本来、こういう奥江の郷につきましては、当初から民間でハーベストファームみたいに立ち上げておった方が正しかったんじゃなかろうかなというふうに思っております。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) 社会協議会の会長の件ですけど、そうした新市のスタートの中で、大変激務な中の市長職でございますので、やはり3月にお約束いただいたように、早い時期にやはりこの会長というものをお願いする、第三者に。ほかの方にお願いするという手続を私は踏むべきじゃないかなというふうに思っております。そうしないと、議案として提出されること自体が何かおかしなような状況でありますから、ひとつその辺も考慮いただきたいと思っております。

それから、すべて指定管理者の癩癩三重野議員も言いましたけど、何のための指定管理者かというのが見えてこないんです。やっぱり行革の中での一端での指定管理者であるというふうなことで旧湯布院町の時代は3施設を断腸の思いで第三者にお願いをした経緯があるんです。しかし、今回のばあっとこう並べて、とにかく指定管理者に持ってくると。しかし、壊れれば10年間は市が負担をするんだとか、さっぱり意図とするところが見えてこないのが非常に残念なんです。

それから、今年の自治委員に契約をすればずっと有効であるというふうなことは、何かその根拠があるのかどうかということももう一回確認をしたいんですが。

それと、奥湯の郷、確かに一生懸命やっていただいていることはわかりますけれども、後のメンテナンス等の契約等がどのようになっているのか、これもはっきりしない限り、さっきのかぐらちゃやじゃないですけども、市にとって指定管理にはしたものの、いわゆる収益は管理者がいただき、その辺の修繕等のフォロー、またごみ等の処理、こういうものは市がやらなきゃならないという羽目になろうかと思うんで、その辺の心配があるので、もう1回その辺のことをひとつ担当課長にお願いしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) まず、奥湯の郷ですが、委託契約書を見ますと、大きいものは町の方ですると、そして、細部、小さなものの修理につきましては奥湯の郷のメンバーでするというふうに規定がなっております。今日まで大きな修理はございませんでした。

3月の議会のときに申し上げたかと思うんですけれども、これ国の補助をいただいてやってる 事業でございまして、補助金返納がないように手続をとらなければいけません。本来早くすべき なんですけども、やっぱり仕事の調整がつきませんで、今その事務に入ってる最中でございまし て、そういうもろもろの条件が整った段階で奥湯の郷は日野さんほか2名の方に払い下げをして いきたいということを考えております。そういうことで少し作業がおくれておりますが、そのよ うに考えております。

それから、先ほどのかぐらちゃや、加工センターの関係ですけれども、17年度につきまして も部分的な修理はしております、市の方でですね。でありますんで、施設ができまして10年を 経過をしようとしております。今から修理が発生するというふうには本当に感じております。先 ほど浄化槽の関係の話も出ておりましたんですけども、これは隣に構造改善センターという集会 所ちゅうか、会議の場所があります。そこと一緒に浄化槽なんかは使用しております。その位置 からして(発言する者あり)わかりました。そういう修理は、軽微な修理は幾らでもあります。 が、しかし、やっぱりきちっとそこら辺はもう一度整理をしてみたいというふうに思います。少 しお時間ください。

議長(後藤 憲次君) 吉村幸治君。

議員(19番 吉村 幸治君) ちょっと時間をとってくださいということですけど、やっぱそういうものをクリアして出さないと、何が大きくて何が小さい工事なのかという判断基準も、これは代が変わればもう水かけ論になってしまって、大変な、市が当初思ってた指定管理者とほど遠いものになるおそれがあるんで、やはり初めが肝心だというふうに思っております。

それから、指定管理者に早速あそこの陣屋の村もそういう契約をした。ところが、温泉ポンプが壊れて、今度800万円ですわ、そういう予算計上がなされとるじゃないですか。そういうことも踏まえたときに、どれだけ指定管理者に視点を市が持っていかなければならないのか、負担をしなきゃいけないものかということを明確にやはりしない限り、非常にかえって楽にしようと思ったのがお荷物になるおそれがある。そういうふうに思いますので、これは非常に我々議会としても、それぞれ付託を受けた委員会がその辺も含めて慎重に審議していただけると思うんですけども、現時点では、私個人としては認めるわけにいかんなというふうに思っております。

議長(後藤 憲次君) 質疑の途中なんですが、ここで休憩します。再開は40分から、14時40分から再開します。

午後2時29分休憩

癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡

午後2時42分再開

議長(後藤 憲次君) じゃあ、これで質疑を終わります。

日程第58.議案第114号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第58、議案第114号市道路線の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。11番、二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) 11番、二宮です。この市道の認定につきまして、合併する前

に挾間町はああいうことがあったということで批判があったんですけども、この市道の認定に当たっては、規定というのは正式にまだ決めてないんでしょうか、幅員とか、条件ですかね、それをあればお聞かせいただきたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) お答え申し上げます。

さきの3月議会のときに水道建設委員さんの中で基準をつくって協議をしてございます。基準はつくっておりますが、今回の3件については、今二宮議員が御指摘のように、旧庄内町時代の積み残しということで、基準には該当いたしませんが、そういう諸般の事情を考慮して今回認定の議案を提案した次第でございます。よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) 二宮英俊君。

議員(11番 二宮 英俊君) 諸般のということなんですが、これに似たようなのまだ出てくる可能性はあるんですか、もうこれが最後なんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 建設課長。

建設課長(荻 孝良君) 今私のもとで把握している限りはこれだけというふうに思っております。しかしながら、まだ私も4月以降の調査した段階ですので、まだ調査漏れがあるやもわかりませんので、その点については再度調査をしたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩瘷 · 癩癩瘷瀬 · 癩癩瘷癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第59.議案第115号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第59、議案第115号事務の委託の協議について「日出町」を議題として、質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 質疑なしと認めます。

日程第60.議案第116号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第60、議案第116号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題として、質疑を受けます。ありませんか。西郡均君。 議員(8番 西郡 均君) 他の関連する議案と比べて、この市町村会館だけが極めて提出回数が少ないんですよね。ほかのは脱退・加入のたびにずうっと議案になっとるんですけど、これ だけが過去歴を見ても1回しかないんですね。どういう事情によるものなのかが1点。

それと、もう一つは、先般いただいたその規約そのものを見ましても、第2条に、組合は県内の全市町村をもって組織するというふうにうたわれてるから、別に別表があるわけでも何でもないんですけども、どういうふうに理解していいのかわからないんですけども、そこ辺がわかるように教えていただきたいんですが。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 総務部長です。8番議員にお答えします。

ほかの消防等と同じで、合併による組織の増減でございます。私たちもすべての情報を集めながら、合併時に、合併する年月日がちょうどいろいろ変わってましたのでこういう状態になったんですが、加入・脱退について落ち度がないようにしたつもりでございます。もう少し過去の経緯調べて、またお知らせをしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。西郡均君。

議員(8番 西郡 均君) 過去の経緯というよりも、2条で全市町村をもって組織するとうたわれてるだけでね、別に別表があるわけでも何でもない、名前なんかも出てないんでね、あえてこういうことをする必要があるのかなというのが気になったんですけども、先ほど調べてて言いましたけども、実はこれ6カ月の猶予があるんです、この会館だけは。だから、その6カ月以内にまとまれば、別にこんなに早く出さなくていいというような、そういう規約みたいんです。規約というか、法律みたいです。ぜひ別表云々というのもどういうことなのかよく理解した上で、ぜひ適切な回答は次回はいただけるようにお願いしたいと思います。

議長(後藤 憲次君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

日程第61.議案第117号

議長(後藤 憲次君) 次に、日程第61、議案第117号平成18年度由布市一般会計補正予算(第1号)についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。まず、1番、小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 一般会計の補正予算について3点、3項目についてお伺いします。まず、5ページ、歳入の方の財産収入、土地建物貸付料412万8,000円増額補正が上がっております。詳細説明のときに、職員の駐車場の使用料1年分というふうな言い方をされましたけど、中身をもうちょっと具体的に教えてください。どういう職員がどういう駐車場に幾らぐらいどういうふうに払っているのか、具体的に教えていただければと思います。

あと、歳出の方で、8ページの4款衛生費の中の1項保健衛生費、一番上なんですけど、ゆうゆう事業、ゆうゆう健康事業補助金、地域社会振興団からの補助金が入ったのでということなんですけど、この事業の具体的な中身を教えてください。

それから、その下の農業費の農業振興費で、需用費、修繕費833万円の増額、これについてですが、詳細説明のときには、陣屋の村のボイラーの修繕代だというふうにお聞きしましたが、多分、当初予算のときにも私、陣屋の村についてはいろいろ質疑をしたんですけれども、運営の補助金として70万円ぐらい、あとまあ隣接するふれあい農園の管理で230万円とか、運営貸付金も700万円ぐらい出していて、相当行政側が支出してやっていながら、ここは9月から指定管理者制度に出す予定のはずだと思います。これだけ830万円も指定管理者制度に移行する前にかけて修繕をしなければいけない理由を具体的に教えてください。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 財政課の米野です。1番の小林議員さんにお答えいたします。

まず、財産収入の中の1目財産貸付収入の中の使用料及び賃借料で412万8,000円計上しております。これは職員の駐車場収入ということでございまして、各職員が1人ずつ、市長に駐車場を使用するのでお貸しくださいということで月々1,000円ずつ徴収しております。この412万8,000円というのは、1年間合計分をここに計上しております。これにつきましては普通財産という考えを持っておりまして、ここに計上しております。駐車場につきましては3庁舎の駐車場でございます。湯布院、庄内、挾間町、庁舎内にある駐車場でございます。

それから、いいですか。

議長(後藤 憲次君) 健康増進課長。

健康増進課長(大久保富隆君) 健康増進課長です。1番議員の質問にお答えをいたします。

8ページの負担金補助及び交付金のゆうゆう事業の事業内容でございますが、主にウオーク、 いわゆるタウンウオッチング、いわゆる散歩が主な事業でございます。年間10回、それと講演 会とか研修会、そういったことをするのが主な事業でございます。

議長(後藤 憲次君) 農政課長。

農政課長(平野 直人君) 小林議員にお答えします。

8ページの833万7,000円の陣屋の村のボイラーの修繕費でございます。当初予算の段階でボイラーがよくないということでお願いしておったんですけれども、もうちょっと様子を見てくれないかということでございまして、様子を見ておったんですけれども、3週間ぐらい前にボイラーが本当に壊れてしまいました。管路以外も本体を取りかえなければいけません。そういうことでございまして、現在も宿泊施設に入れるボイラーでございまして、宿泊者は外の温泉館

の方に入っていただいているというのが状況でございます。

指定管理者前にということがあるんですけれども、このボイラーがないと、宿泊客が外のおふるに入らなければいけないということもございまして、今回修繕をさせていただくようにお願いしているものでございます。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) 職員、これ何人、3庁舎全部の駐車場を使ってる全職員ということなんでしょうか。人数わかったら教えてください。

あと、ゆうゆう健康事業は散歩とか講習会、これはどっか主催団体があるんでしょうか、そこ 辺の補助なのか、主催団体は何なのかということとどこでやってるのか、市内全部でやってるの かどうかというのをわかれば教えてください。

ボイラーの修繕費、壊れてしまったというのはまあわかるんですけれども、指定管理者制度に出す施設を、これ公募するっていう説明も前受けてたと思うんですけど、私はちょっと非常に不公平感があるなというのは、同じ指定管理者制度に出したのでも、過去の湯布院町時代の話ですが、国民宿舎が指定管理者制度に出ています。ただ、あのときは全く施設の修繕などをせずに、そのままの状態で管理者に出しました。先ほど挾間の公民館も地元売却する前には一切行政側は修繕しなかったというようなこともありましたけれども、国民宿舎のことでいいますと、指定管理者制度に出す前には一切の修繕を出さずに、やらずに出して、今指定管理者がこのままではとても営業ができないというので、自腹を切って、指定管理者が自腹を切っていろんな修繕費を出してるんですね。その総額がもう500万円近くやってます。内容を聞きますと、それは老朽化による腐食ですとか、それこそ空調機が全部老朽化してしまって動かなくなってしまって350万円かかったとか、あと、屋外の非常階段がさびてて、消防署の指導を受けたんで、全部取りかえなきゃいけないとか、もう施設としては本当に使いものにならないものでも、そういう条件のもとに指定管理者制度に出されて、指定管理者が全部自分で自腹で修理をしてるんですね。

それに比べて、今回、この陣屋の村が指定管理者に出す前にボイラーから何から830万円も お金をかけて修繕してあげるというのは、私は非常にこれはもう不公平に感じるんですけれども、 そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

議長(後藤 憲次君) 産業建設部長。

産業建設部長(篠田 安則君) 産業建設部長です。財産貸付収入について御説明を申し上げます。1番、小林議員に御説明申し上げます。

対象者数といたしまして、今412万8,000円上がっておりますが、対象者数は344名、の12カ月で、当初予算これで、今補正でこれ上げておるんですが、実際は今財政課長が言いましたように、職員1人当たり1,000円ということですが、本庁舎だけでなく、全職場の職員

が、それぞれの公有地に駐車している職員は1,000円ということで徴収をしております。それから、臨時職員についても500円ということで徴収しております。

ただ、湯布院庁舎に勤めている方で、個人的に有料の駐車場を借りている方については対象外です。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 健康増進課長。

健康増進課長(大久保富隆君) 健康増進課長です。1番議員の質問にお答えをいたします。

ゆうゆう事業の事業主体でございますけども、湯布院地域で構成をいたしますゆうゆう健康事業実行委員会が事業運営しております。今のところメンバーは19名でございます。

場所につきましては、昨年に引き続きまして、湯布院地域内で実施をする予定でございます。 議長(後藤 憲次君) 農政課長。癩癩総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 1番議員にお答えします。指定管理の関係ということで、総務部で ちょっとお答えをします。

陣屋の村につきましては、先ほどから言いましたように、あそこの施設が皆さんに利用していただいているのは、やはり温泉があるということが一つの大きな魅力だというぐあいに思ってます。現在、平成3年にできたんですけど、その当時は約1億円ぐらいの売り上げがあっておりました。今、はっきり数字は覚えてませんが、約3,800万円か4,000万円ぐらいに売り上げが落ち込んでます。

そういう中で、500万円を限度ということでようやく経営してきたんですが、二、三年前から類似施設が多くできたことや、それから経済的な状況の中で、2,000万円の出捐金を出してます。それを累積赤字の中で、例えば800万円あった場合は300万円、800万円のうちの500万円補助で、あとの300万円を累積をしていきます。もうそういう中で、平成18年度まででほとんどもう2,000万円を使ってしまったような今状況でございます。

何が言いたいかというと、なかなか指定管理を受けていただけないということが一つあります。 それ以前に、今、実際問題として、宿泊者に対して、8月までは営業するんですが、そういう人 たちが温泉に入れないような状況が続いてます。そういうことを4月からもうわかっておりまし たので当初からお願いしたいということだったんですけど、先ほど言ったように、財政的な事情、 それから少し様子を見ていただきたいというふうなことで今回のお願いになりました。決して指 定管理をするからということじゃないんですけど、結果的にはそういうぐあいになりました。

それと、湯布院の場合は、これはもう以前のことですから、何か10社ぐらい希望者があったという中で、そういう何ていいますか、管理委託といいますか、そういうものが結べたと。しかし、今回陣屋につきましては、1件今指定管理の希望があってます。選定委員会の中では選定を

したんですが、それ以降の契約といいますか、詳細な契約につきまして今結んでるんですが、なかなか条件が合わないような今状況でございます。そういうこともつけ加えておきたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 小林華弥子さん。

議員(1番 小林華弥子君) はい、わかりました。国民宿舎と比較してというのはあれですけども、実際にこうやって指定管理者制度に出して公募もした施設を、ボイラー修繕して800万円、830万円出してしまうと、じゃあ、これから、今回上がっているようなほかの指定管理者制度出す施設も、こうやって事前に全部修理してくれて言ったら、しなきゃいけなくなるんじゃないんですか。それは全部前提としてそういうことをするんですか、それとも、この陣屋の村だけなんですか。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 1番議員にお答えします。

先ほど言いましたように、現在、8月まではお客さんといろんな契約をしてます、宿泊の。それで、時期がたまたま重なったんですけど、指定管理に出すためじゃなくて、あの施設をやはりお客さんに満足してもらうためにはどうしても中の内湯が使えるような状況が普通の姿だろうというようなことで、今回少し遅くなったですが、お願いというような形になりました。

先ほど言いました公民館等については、基本的にやはり指定管理に出す場合は現状でぜひという考えでございます。それも先ほど言いましたように、一つ一つの施設の状況が違いますので、 それはその地域の中で十分に話し合いをして、いい方向に持っていきたいというぐあいに思って ます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。1番の小林華弥子さんの質問を終わりまして、次に、 24番、山村博司君。

議員(24番 山村 博司君) 24番、山村。通告1点、通告外1点を、2点お尋ねいたします。

まず1点は、歳出の7ページの総務管理費の中の15節の工事請負費1,470万円とありますが、この工事の場所と、どこにどのような内容の工事をするのか、お尋ねをいたします。

それから、2点目は、次のページの9ページ、9ページの10款の教育費の中の保健体育総務費、その中で20万円、11の需用費とありますが、これ説明では国体準備の経費ということでお聞きしておりますけど、これに関連して、今度国体が20年ですか、20年の9月に開催されるということですが、体育振興課が国体の事務局ということで聞いておりますが、その中で、庄内町に国体準備室というものが、私気がついたんですが、あるようですが、やはり事務局のところに、そばにそういうような準備室とかいうのがないと、ちょっといろいろな連絡調整、電話と

かありますのでできると思いますけれども、体育振興課のそばに国体準備室があるのが妥当ではないかと思うんですが、その点ちょっと私はそう不満に思っておるんですが、お尋ねをしたいと思います。

以上2点です。

議長(後藤 憲次君) 湯布院振興局長。

湯布院振興局長(佐藤 純一君) 湯布院振興局長です。山村議員さんの質問にお答えいたします。

工事請負費 1,470万円でございますが、工事の場所は、湯布院庁舎の横の旧谷川ていうとこあったんですが、そこの跡地、今現在は更地ていうか、砂利を敷いて車をとめておりますが、そこの部分で、この用地につきましては、防衛の交付金で庁舎周辺整備ということで、17年度に今憩いの広場ということで周辺整備をするということで用地購入してございます。これにつきましては、御存じのとおり、湯布院庁舎、非常に駐車場が少のうございますので、駐車を確保するために、事業名は憩いの広場ということで整備をいたしますけども、せめて車が30台ぐらいとめれるような広場の整備をやりたいというふうに思っております。

工事の内容ですけども、広場の工事ですんで、掘削、土工事、それからアスファルトの舗装工事、それから縁石、排水、それから施設工事、管渠、塀なんかですけども、それから廃材、それから植栽工事というふうな工事を行いたいというふうに思っております。

それから、財源につきましては、財政の方と相談をいたしまして、合併の国庫の補助金を使う ようにということになってございます。

以上です。

議長(後藤 憲次君) 総務部長。

総務部長(二ノ宮健治君) 済みません、総務部長です。24番議員にお答えをします。

9ページの国体準備室の関係でございます。4月に機構改革をいたしまして、国体準備室を設置をいたしました。これは2008年、平成20年の大分国体に向けての、もういよいよもう差し迫ったということで準備を開始をしたわけでございます。先ほど御指摘いただきました、体育推進課と同じフロア等がいいんじゃないかということでございますが、この分については、純粋に社会体育等とは切り離して、国体をどういうぐあいに成功させるかというようなセクションでございます。そういうことで、現在、総務課、総務部の中におきまして、市長と常に連絡をとりながら、国体の関係団体等の話し合い等も進めながら、由布市として落ち度のないようにやっていこうという今準備をしてるとこでございます。そういうことでぜひ御理解を願いたいと思います。

議長(後藤 憲次君) 山村君、いいですか。

議員(24番 山村 博司君) はい。

議長(後藤 憲次君) ほかに、通告による質疑はこれで終わりますが、ほかにありませんか。 3番、立川剛志君。

議員(3番 立川 剛志君) 3番、立川でございます。

10ページの保健体育費の中の13委託料の測量設計でありますが、これの内容を教えてください。

議長(後藤 憲次君) 財政課長。

財政課長(米野 啓治君) 3番議員さんにお答えいたします。

測量設計委託料で68万円計上しておりますが、これにつきましては、まず、会場設営のためのレイアウトから測量、図面引き等の委託料でございまして、ラグビー場の図面作成委託料、これは詳細図面でございますが、20万円でございます。それから、消防学校のグラウンドをお借りして開催するアーチェリー会場、これの配置図面作成委託料が48万円でございます。

議長(後藤 憲次君) いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) これで質疑を終わります。

以上で各議案の質疑が終わりました。

ただいま質疑を行いました報告3件、承認10件、議案48件の計61件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に、また、旧3町関係の平成17年度の決算認定案件17件については、先日の本会議で設置されました決算特別委員会に付託をいたします。

議長(後藤 憲次君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤 憲次君) 異議なしと認めます。長時間の審議お疲れさまでした。本日はこれにて 散会します。

議員各位は全員協議会室に集まってください。

午後3時10分散会

癘厲癘厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲厲